

(案)

# 広島県「みんなで減災」 県民総ぐるみ運動 行動計画

減災のキーマンはあなたです



広島県防災キャラクター「タスケ三兄弟」

平成 27 年 10 月

広 島 県



## 「災害死ゼロ」を目指して

### 減災のキーマンはあなたです。

県土の約7割を山地が占める本県では、土砂災害危険箇所数は、全国で最も多い、約3万2千カ所に及び、過去、幾度となく尊い生命が失われる災害が発生し、加えて、南海トラフ地震が発生した場合には、県内で1万数千人にのぼる死者が想定されています。

このため、本県では、これまで、県民が自らの身は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、計画的な防災施設の整備及び防災意識の醸成等による防災対策を推進してきました。

そうした中、平成26年8月20日、広島市において発生した大規模な土砂災害は、75名もの尊い命が失われる甚大な被害をもたらしました。

再びこのような被害を発生させないため、本県では、これまで以上に減災に全力で取り組んでいく決意の下、ハード・ソフトが一体となった対策をより一層推進するとともに、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むこととしました。

この運動は、県民一人一人が、「あらゆる自然災害から命を守るために適切な行動」をとることができるよう、5つの行動目標を定めて、「災害死をゼロにする」という新たな目標の達成を図ろうとするものであります。

その実現のためには、県民の皆様が、それぞれの立場から、この計画に掲げる取組に、主体的に取り組んでいただく必要があります。このため、県は、市町をはじめとする関係機関と、より一層の連携を深め、県民の皆様の行動を、後押しするとともに、私をはじめ職員も率先してこの運動に取り組んでまいります。

「日本一災害に強い広島県」を、ともに目指してまいりましょう。

平成27年10月 広島県知事

# 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画

## 〔目次〕

### 第1章 総論

1	行動計画の策定に当たって	2
2	目指す姿	4
3	県民の防災に関する意識等の現状	4
4	目指す姿とのギャップ	9
5	目指す姿の実現に向けた取組の考え方	9
6	推進体制	12
7	進行管理	12

### 第2章 具体的な取組

#### 《災害から命を守るための行動》

(1)	身の周りの災害危険箇所などを「知る」	14
(2)	災害発生の危険性をいち早く「察知する」	18
(3)	自ら判断して適切に「行動する」	22

#### 《普段から災害に備えるための行動》

(4)	防災教室や防災訓練などで「学ぶ」	26
(5)	非常持出品を準備するなど災害に「備える」	34

### 資料編

■	行動計画策定の経過	41
■	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 推進会議について	41
■	防災に関するアンケート結果の概要	43
■	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例	50
	(参考1) 広島県防災対策基本条例	53
	(参考2) 過去の主な災害等	62
	(参考3) 用語の説明	63

# 第1章 総論

<b>1</b>	<b>行動計画の策定に当たって</b>	
	(1) 計画策定の背景	2
	(2) 計画策定の趣旨	3
	(3) 計画期間	4
<b>2</b>	<b>目指す姿</b>	4
<b>3</b>	<b>県民の防災に関する意識等の現状</b>	
	(1) 災害への関心	4
	(2) 災害発生時における地域の危険性の確認等	6
	(3) 気象情報や防災情報の意味の認知度	6
	(4) 大雨や台風の際の警報等の情報入手方法	7
	(5) 大雨や台風の場合の行動開始時点	8
	(6) 地域や職場での防災活動参加状況	8
	(7) 災害に備えて行っていること、 災害に備えて重要であると思うこと	9
<b>4</b>	<b>目指す姿とのギャップ</b>	9
<b>5</b>	<b>目指す姿の実現に向けた取組の考え方</b>	9
<b>6</b>	<b>推進体制</b>	12
<b>7</b>	<b>進行管理</b>	12

# 1 行動計画の策定に当たって

## (1) 計画策定の背景

### ア 広島県の気象条件・地形的条件

本県の気象は、北の中国山地、南の四国山地に挟まれた地形的な理由により、梅雨・台風時期を除き、一般的に夏の降雨量、冬の降雪量ともに少なく、晴天が多い瀬戸内海気候地帯です。このため、県全体の気候としては概ね温暖ですが、夏は、梅雨時期には記録的な豪雨により、洪水や土砂災害をもたらすことが多く、また、秋は、9月中頃から10月にかけて大型の台風が西日本に接近し、その通り道になった場合には、前線の活動が活発になり、大規模な風水害をもたらすことがあります。

また、県土の約7割を山地が占める本県の地形は、全般的に急峻な山地が多く、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所をあわせた土砂災害危険箇所数は31,987箇所（H14公表：全国最多）にのぼります。

こうした地形条件に加えて、本県の地質は、風化が進んだ崩れやすい花崗岩（マサ土）や流紋岩等から構成されており、長雨や集中豪雨がある度に、がけ崩れや、溪流からの多量の土砂流出による土砂災害が発生しています。

さらに、東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた最新の科学的知見に基づき、本県が取りまとめた「広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）」では、南海トラフ地震などが発生した場合、甚大な被害となることが想定されています。

### イ 本県における近年の主な災害発生状況

本県では、これまで、次表に掲げるように、土砂災害、風水害、地震による被害が発生しています。

時期	災害名称	死者(※)	負傷者	全壊家屋数	備考
H26. 8	8.20 土砂災害	75人	44人	133	
H22. 7	7月豪雨災害	5人	6人	19	被害は主に土砂災害による
H16. 9	台風18号	5人	147人	27	
H13. 3	安芸灘地震（芸予地震）	1人	193人	65	
H11. 6	6.29 広島土砂災害	32人	59人	101	
H 3. 9	台風19号	6人	49人	50	
S63. 7	県北西部豪雨災害 集中豪雨（県北西部）	14人	11人	38	被害は主に土砂災害による

(※)行方不明者及び災害関連死を含む。

## ウ 本県における近年の防災・減災の取組

### ○ 広島県防災対策基本条例の制定（平成21年3月）

近年の、大規模な地震発生の切迫性、大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化などを踏まえ、自然災害による被害をより一層軽減していくため、県、市町等が行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」により、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築するため制定しました。

この条例では、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割等を明確化した上で、それぞれが取り組む事項についての努力規定を定めたほか、平成11年の土砂災害が発生した6月29日を「ひろしま防災の日」、6月を「ひろしま防災月間」として決めました。

### ○ 社会全体で取り組む「防災協働社会」の構築に向けた取組

ひろしま未来チャレンジビジョンに基づき、防災意識の醸成のための普及啓発や、防災教育の推進、また、自主防災組織の設立促進や活動の活発化の推進など、県民の防災意識の醸成と、地域の災害対処能力の向上に向けた取組を進めてきました。

### ○ 広島県地震被害想定調査

平成23年3月の東日本大震災を踏まえた最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討し、平成25年10月に、広島県地震被害想定調査報告書を取りまとめました。

## (2) 計画策定の趣旨

- いつ、どこで起きるか分からない自然災害から県民の生命、身体や財産を守っていくためには、行政における、ハード・ソフトが一体となった対策を講じていくことに加え、県民自らが、その判断に基づいて「命を守る」行動をとることが極めて重要です。
- このため、県では、平成27年3月に、「災害死ゼロ」を新たな目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、広島県防災対策基本条例の理念や考え方を踏まえながら、「自助」、「共助」の視点に特化した具体的な行動規範を定め、県民運動として県民全体で取り組んでいくこととしました。
- この計画は、広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の趣旨を踏まえ、県民及び自主防災組織等が、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動の、総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。

### (3) 計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間）

## 2 目指す姿

「自然災害による死者ゼロ」の実現を目指し、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動を推進し、県民や自主防災組織等が県民総ぐるみ運動に積極的に参画することにより、

**すべての県民や自主防災組織等が、普段から災害に備え、  
いざというときには、命を守るための行動をとることができるよう、  
県民一人一人が必要な知識の習得や、  
状況に応じた適切な行動力を身につけ、  
県内各地域で助け合える体制づくりが進んでいる**

状態を目指します。

## 3 県民の防災に関する意識等の現状

### (1) 災害への関心

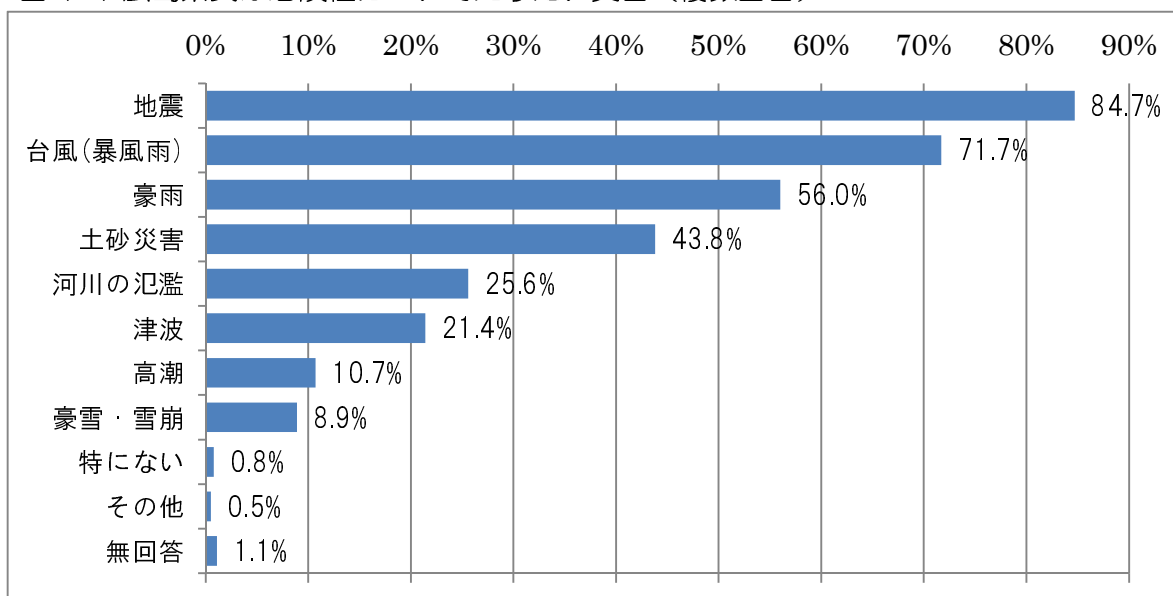
県民が災害の危険性について特に知りたいと思う災害は、地震が最も関心が高く、次いで、台風（暴風雨）、豪雨、土砂災害と続いています。

全国的にも、地震が最も関心が高く、これは、平成 23 年 3 月の東日本大震災など、大規模地震が発生すると、その被害が広範囲かつ甚大となることなどが背景にあるものと考えられます。

また、図 1-1 と図 1-2 を比較すると、土砂災害については、全国を大幅に上回る関心の高さであり、これは、本県の土砂災害危険箇所数が全国で最も多いことや、平成 26 年 8 月の土砂災害の発生などが要因になっているものと考えられます。

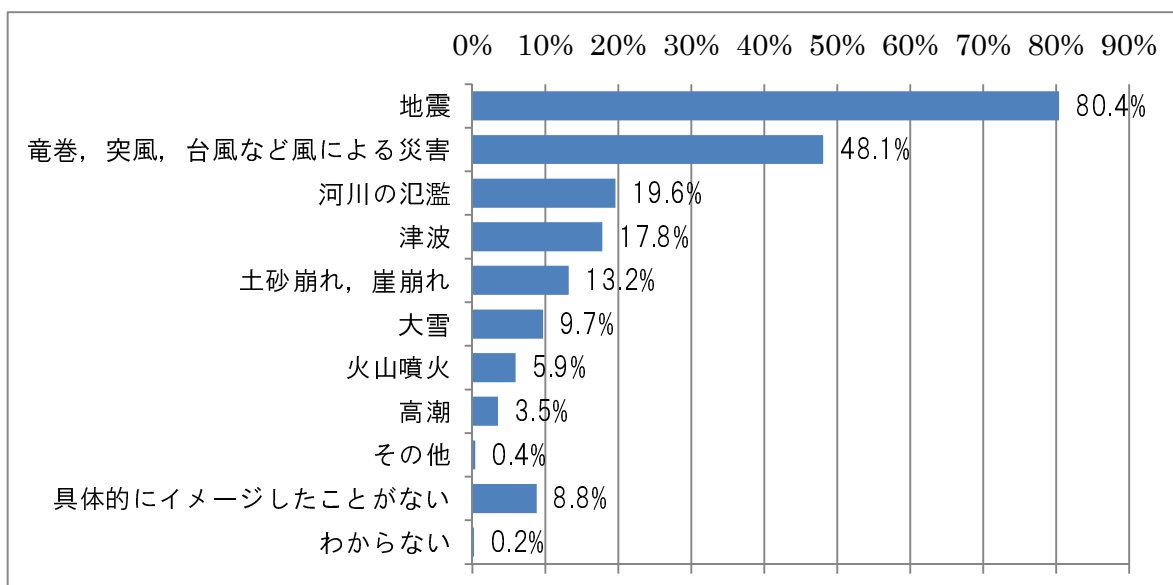


図 1-1 広島県民が危険性について知りたい災害（複数回答）



〔防災に関するアンケート結果（平成27年1月 広島県）〕

図 1-2 防災に関する世論調査(全国調査)での災害被害の具体的イメージ(複数回答)



〔防災に関する世論調査（平成26年2月 内閣府）〕

その一方で、表1のように、県民が、県や市町に特に力を入れてほしいと思う施策として、防災・危機管理対策を挙げる割合は2割弱であり、社会福祉・社会保障対策、高齢者対策、あるいは雇用対策に比べると低い割合となっています。

これは、本県におけるこれまでの災害の被害が、限定的、局所的なものとなる、豪雨や土砂災害が中心であり、多くの県民にとって、災害を我がこととして実感することにつながりにくいことが原因と考えられ、(2)以降にも、その傾向が表れているものと考えられます。

表1 広島県民が行政機関に特に力を入れてほしいと思う施策

区 分	消防・防災 危機管理対策	治山・治水・河川・砂防対策	雇用安定・勤労者福祉対策
平成26年度	13.1%	11.4%	20.0%
平成17年度	6.9%	7.7%	17.5%

〔県政世論調査（平成26年度／平成17年度比較 広島県）〕

## (2) 災害発生時における地域の危険性の確認等

地域の危険性を確認する主な方法としては、

- ・ 市町が紙に印刷して配布したハザードマップ
- ・ インターネット上で公開しているハザードマップ
- ・ 地域住民が独自に作成した防災マップ

などがあります。

これらマップの存在を知っており、地域の危険性を確認したことがあるのは5割と  
なっている一方で、災害の種類に応じて避難場所、避難経路を確認しているのは、  
13.2%のみとなっているため、この割合を高める必要があります。

図2-1 いずれかのマップの確認の有無

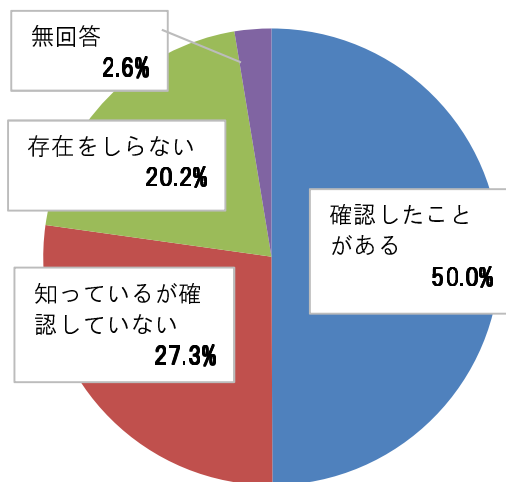
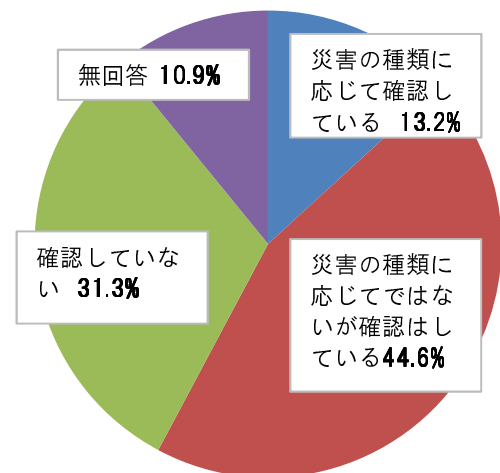


図2-2 避難場所・避難経路の確認状況

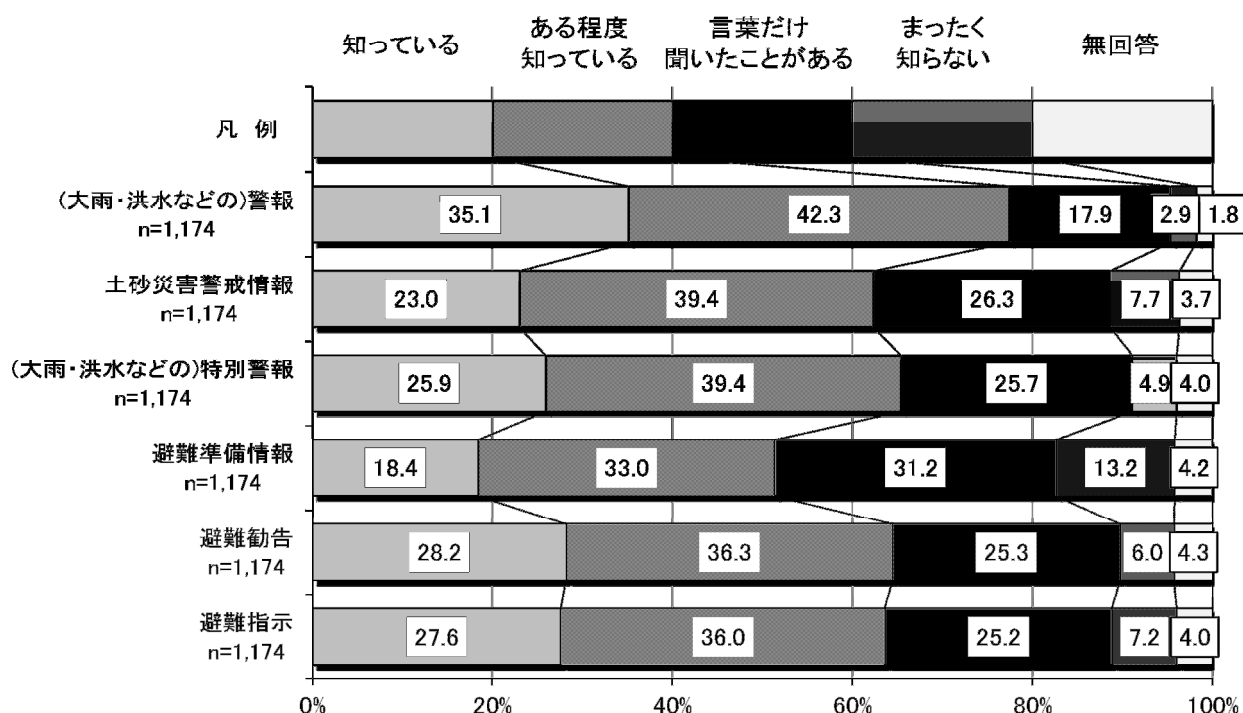


〔防災に関するアンケート結果（平成27年1月 広島県）〕

## (3) 気象情報や防災情報の意味の認知度

大雨・洪水の警報などの気象情報、並びに土砂災害警戒情報や避難に関する防災情報の  
意味の認知度は、「知っている」とする割合が2～3割に止まっている一方、「言葉だけ  
聞いたことがある」と「まったく知らない」は、3割から4割となっているため、普及・  
啓発活動を通じて、県民の正しい理解を促進していく必要があります。

図3 気象情報や防災情報の意味の認知度

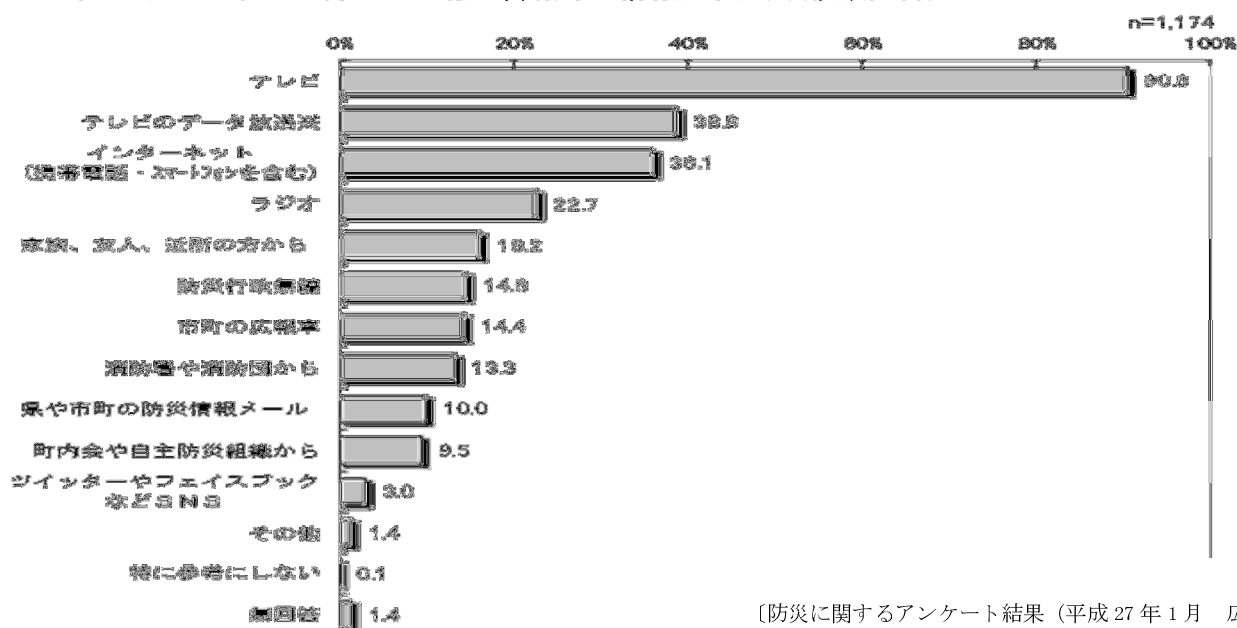


〔防災に関するアンケート結果（平成27年1月 広島県）〕

#### (4) 大雨や台風の際の警報等の情報入手方法

大雨や台風の際の警報等の情報入手方法は、テレビが約9割と最も高く、県や市町の防災情報メールや、町内会や自主防災組織から入手する割合は、それぞれ1割程度となっています。このため、テレビに加え、他の入手方法を知り、災害の危険性が高まった時には、積極的に防災情報を入手する行動につなげていく必要があります。

図4 大雨や台風の際の注意報や警報等の情報入手方法(複数回答)

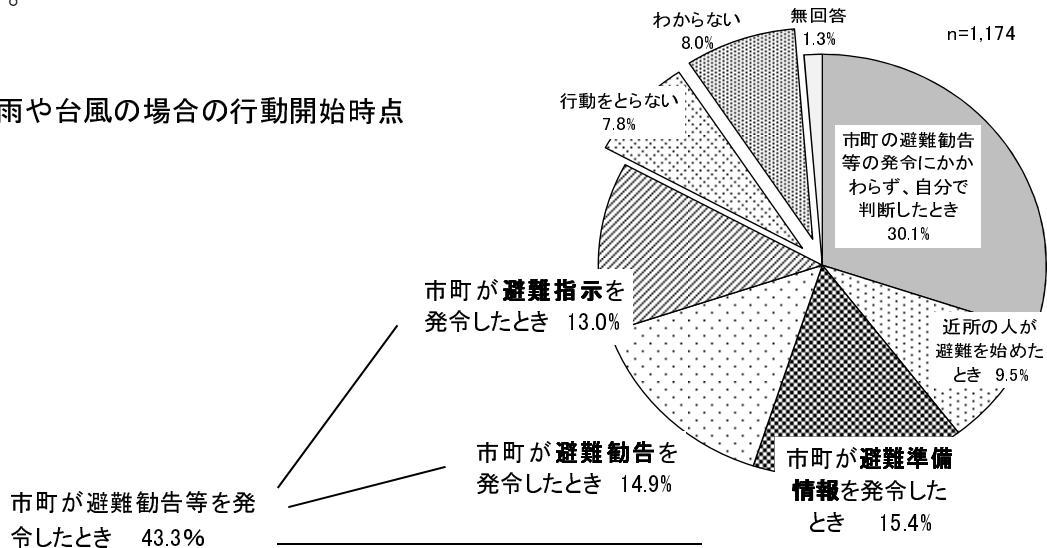


〔防災に関するアンケート結果（平成27年1月 広島県）〕

### (5) 大雨や台風の場合の行動開始時点

大雨や台風の場合の避難等の行動開始時点は、「市町の避難勧告等の有無に関わらず、自分で判断した時」が約3割、「市町が避難に関する情報を発令した時」が約4割、「近所の人が始めた時」が約1割となっています。一方、約1割強が「行動をとらない」、「わからない」とする理由にも留意し、(2)の避難場所等の確認割合を高め、自ら判断して、実際に、早めに避難等の行動を起こす割合を高めていく必要があります。

図5 大雨や台風の場合の行動開始時点

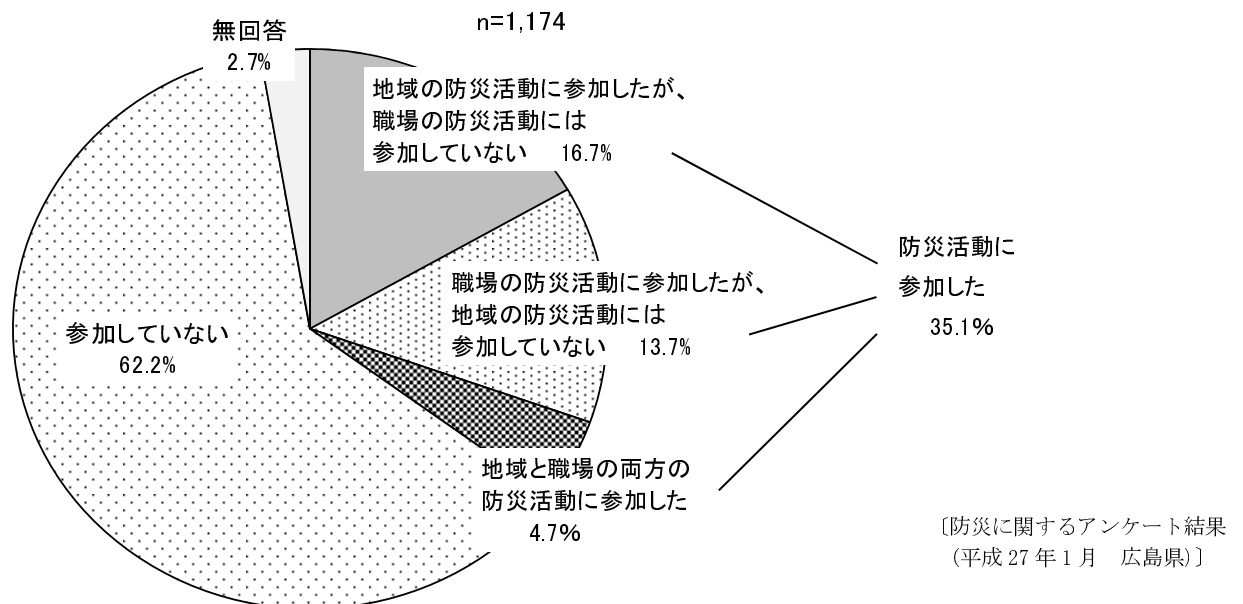


[防災に関するアンケート結果(平成27年1月 広島県)]

### (6) 地域や職場での防災活動参加状況

地域や職場での防災活動に参加していない割合は6割を超え、そのうち、参加していない理由として、実施されているかどうか知らないとする割合が6割超となっていることから、防災活動の実施予定の周知、広報の強化や、参画しやすい防災活動の実施などに取り組んでいく必要があります。

図6 地域や職場での防災活動参加状況

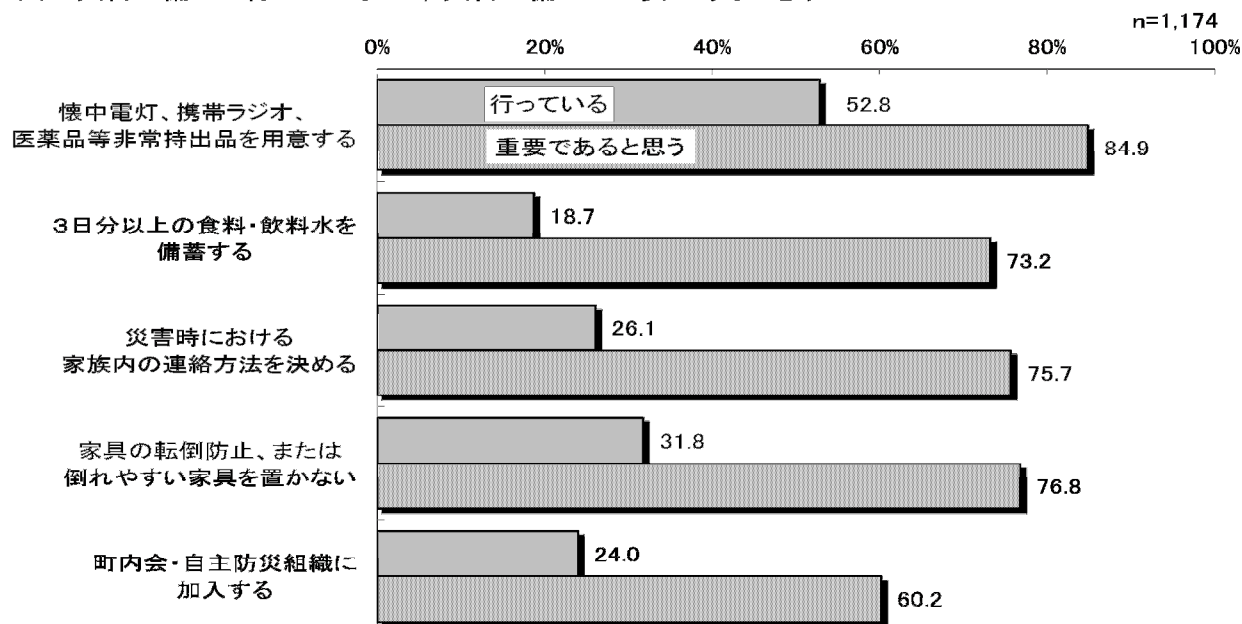


[防災に関するアンケート結果(平成27年1月 広島県)]

## (7) 災害に備えて行っていること、災害に備えて重要であると思うこと

災害に備えるために、非常持出品の用意、食料等の備蓄、家具の転倒防止などを重要と考える割合は高いものの、実際に実行している割合は低く、災害に備える行動に結びついていない状況にあります。

図7 災害に備えて行っていること、災害に備えて重要であると思うこと



〔防災に関するアンケート結果（平成27年1月 広島県）〕

## 4 目指す姿とのギャップ

3(1)「災害への関心」にあるように、ほとんどの県民が、何らかの災害について、その危険性を知りたいと考えています。

しかしながら、3(2)の「災害発生時における地域の危険性の確認等」から、3(7)の「災害に備えて行っていること、災害に備えて重要であると思うこと」までの状況は、いざという時に、すべての県民が、自ら命を守るため、適切な行動をとれることにつながる状況にあるとは言えず、目指す姿との間に、ギャップが生じています。

## 5 目指す姿の実現に向けた取組の考え方

### 正しく恐れ「災害死ゼロ」を目指す

- いつ、どこで起きるか分からない災害から、被害を軽減していくためには、県民や自主防災組織等が「正しく恐れることが大切であること」を認識する必要があります。

- これまでは、災害対策基本法等に基づいて、気象情報等の伝達や、ハザードマップの作成、住民等の避難誘導に関する計画など、行政が処理すべき事務を中心に規定した県及び市町の地域防災計画と、自助、共助、公助を担う各主体の役割を規定した広島県防災対策基本条例が相互に補完し合う形で、防災・減災対策に関するソフト対策を講じてきました。
- しかしながら、平成26年8月の土砂災害に伴う甚大な被害等を踏まえると、より一層の被害の軽減に努めていくことが求められています。
- このため、「災害死ゼロ」という明確な目標を掲げ、災害から自分の命を自ら守るために、本県に暮らす県民にとっていただきたい行動を、後押しできるように、事業者や行政等が一体となって取り組んでいきます。

### 「知る」ことから始める

- 災害から命を守るためには、安全な場所へ移動する立ち退き避難（水平避難）、あるいは、建物の上階への移動など屋内に留まる屋内安全確保（垂直避難）など、状況に応じた適切な行動の種類などを知っておき、災害発生時に、どうすれば被害に遭わずに済むかを考え、判断し、かつ、『行動する』ことが求められます。
- そのためには、土砂災害の危険性があるのか、洪水の危険性があるのかなど、居住地等における災害の発生危険性や、その予測される程度などを、正しく『知っておく』必要があります。あわせて、災害の発生が予測され、若しくは発生した際には、どこにどのような避難行動をとるべきかなど、災害種別ごとに『知っておく』必要があります。
- 更に、災害発生時に、適切に判断し行動するには、災害の危険性がどの程度まで迫っているかを、あらかじめ『察知する』必要があります。

気象情報・防災情報の意味や、災害発生の前触れなどを知っておくと、いざという時に、あわてず、冷静な行動にもつながります。また、情報を自ら取ることも考え、どこからどのような情報が入手できるのかも、知っておくことが必要です。
- これら知った事柄を、正しく理解しているかどうか、また、不足する知識がないかを確認するには、過去の災害事例や防災教室等で『学ぶ』ことが効果的です。

また、いきなりやってくる大規模地震の場合、事前の察知はできないことから、とっさに身を守るとともに、例えば家具の転倒防止など、事前に個人で備えること、また、声掛けや情報の共有など、日頃から地域において備えることなど、普段からどのように『備えて』おけばよいのか、知っておくことが必要です。

- このため、「知る」事柄について、より多くの県民に、分かり易く、かつ、的確に伝わるよう、事業者、市町、国の機関等と連携し、あらゆる機会を通じて、「知る」ための取組を進めます。

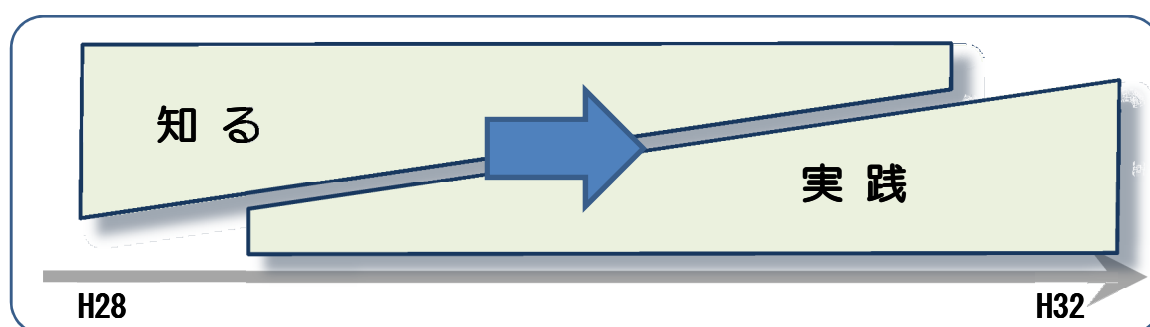
### 実践する

- 知ったことが身に付き、適切な行動をとることができるようにするためには、日頃の訓練を繰り返す行うことが必要です。
- このため、防災教室、防災訓練の実施予定などを広く周知することにより、県民の参加を促すとともに、県内一斉に、あるいは、対象者を明確にして、あらゆる場所で自主防災組織、事業者、市町、県及び国の機関等が連携した訓練の取組を進めれば、地域で防災・減災に取り組む人材の活躍の場が広がり、高いスキルを持った人材として育ち、自主防災組織などの活性化などにもつながり、災害に強い広島県の実現に進んでいきます。

### 5つの行動目標

- こうした観点から、「目指す姿」の実現に向けて、地域において想定される災害の危険性を『知る』、災害発生の危険性を『察知する』、自ら判断して災害の種類に応じた適切な『行動をとる』、災害及び防災について『学ぶ』、及び災害に『備える』の5つを、達成すべき行動目標の柱として、県民、自主防災組織、事業者及び行政等が一体となって取組を進めていきます。
- また、5つの行動目標は、それぞれが単独ではなく、相互に密接な関連性を有しています。  
このため、相乗効果が生まれるよう総合的かつ計画的な取組を進めていきます。

#### 〔取組のイメージ〕



## 6 推進体制

### (1) 県の役割

県は、この行動計画を積極的に推進していくための総合調整や、複数の市町にまたがる広域的な課題の解決に向けた支援、また、効果的な取組の広範囲への波及・拡大などに取り組むほか、国への積極的な提案や要請を行っていきます。

### (2) 県民、自主防災組織、事業者及び市町等との連携

- 災害に強い広島県の実現を図っていくための原動力となるのは、すべての県民です。県民一人一人が、できることから行動していくことを基本に、事業者、市町、県及び国の機関等が、それぞれの特性を活かし、かつ、密接な連携の下で、総力を結集して、県民の行動を支え、促進し、「災害死ゼロ」を目指していくことが重要です。
- このため、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、必要と考えられる取組について、日頃からの意見交換や必要に応じた取組の見直し、拡充などを進めていくほか、推進会議に参画するそれぞれの主体が、その特性等を活かして、県民運動の環が広がるよう努めます。

## 7 進行管理

- この行動計画に基づく取組の推進状況については、毎年度公表することとします。
- また、目指す姿の達成度を測る指標を設け、アンケート調査を行うことなどにより、時系列でその推移を比較していきます。
- その上で、取組の優先順位の見直しや、新たな取組の検討などを引き続き進めていきます。



# 第2章 具体的な取組

## 《災害から命を守るための行動》

- (1) 身の周りの災害危険箇所などを「知る」 . . . . . 14
- (2) 災害発生危険性をいち早く「察知する」 . . . . . 18
- (3) 自ら判断して適切に「行動する」 . . . . . 22

## 《普段から災害に備えるための行動》

- (4) 防災教室や防災訓練などで「学ぶ」 . . . . . 26
- (5) 非常持出品を準備するなど災害に「備える」 . . . . . 34

**「重点的な取組」の考え方**

- ① 災害から自らの命を守る行動をとることに直接的に結びつくと考えられるものを「重点的な取組」とする。
- ② 上記以外のものを、「重点的な取組をを補完する取組」とする。

# 《災害から命を守るための行動》

## (1) 身の周りの災害危険箇所などを「知る」

### ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 災害の種類に応じた，災害の危険性，災害危険箇所の確認
- 災害の種類に応じた，避難場所，避難経路の確認

### イ 行動をとるために「知る」事柄

災害の種類に応じた，災害危険箇所，避難場所，避難経路 など

### ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■ 災害の種類に応じた災害危険箇所等の確認</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域，事業者，学校など各主体がハザードマップ等を活用し，災害危険箇所，避難場所，避難経路を，<u>自力で避難することが困難な場合</u>も想定して確認</li> <li>➢ 行政等が発信する情報を，地域，事業所，学校などで伝達，共有</li> </ul>	自主防災組織， 女性防火クラブ， 消防団， 事業者，学校
<b>■ 生活動線上へのハザードマップの掲示による災害危険箇所等の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 病院，診療所の待合室，公共交通機関の車内等にハザードマップや啓発資料を掲示し，災害危険箇所，避難場所等を周知</li> <li>➢ 転入者に対して，ハザードマップ等により災害危険箇所，避難場所等を周知</li> </ul>	病院，診療所， 事業者 市町
<b>■ ハザードマップによる災害危険箇所等の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害ボランティア講座でハザードマップの活用方法等を周知</li> <li>➢ ハザードマップの各戸配布，県・市町ホームページへの掲載</li> <li>➢ 防災教室，出前講座，広報誌，広報番組等により，ハザードマップを利用した災害危険箇所，避難場所等の確認方法を周知</li> </ul>	社会福祉協議会 県，市町
<b>■ 県防災 Web による災害危険箇所等の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県防災 Web により，災害危険箇所（土砂災害危険箇所，土砂災害警戒区域・特別警戒区域，洪水・高潮・津波浸水想定区域等），避難場所を周知</li> <li>➢ 防災教室，出前講座，広報誌，広報番組等により，県防災 Web による災害危険箇所，避難場所等の確認方法を周知</li> <li>➢ 多言語（6か国語）に対応した県防災 Web による周知</li> </ul>	県 県，市町 県
<b>■ 土砂災害危険箇所の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 土砂災害危険箇所の居住者に対する周知用チラシの作成・配布</li> <li>➢ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に係る基礎調査の実施及び県ホームページ等での周知</li> <li>➢ 土砂災害警戒区域等の指定地域住民への説明会の開催</li> </ul>	市町 県

取組内容	取組主体
<b>■ 報道機関との連携による「知る」事柄の周知</b>	
➤ テレビ、ラジオ、新聞、フリーペーパー、ケーブルテレビなどを通じ、ターゲットを明確にした上で、災害から命を守るため「知る」べき事柄の定期的な周知	県
➤ 「みんなで減災」推進大使による、「知る」事柄の、テレビなどでの周知や、防災教室や講演会における講演の実施	

## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■ 不動産取引の機会等による周知</b>	
➤ 不動産取引の機会等を捉え、ハザードマップ等により災害危険箇所を周知	事業者
<b>■ 広報媒体等を通じた災害危険箇所、避難場所等の周知の拡充</b>	
➤ 企業のホームページ等（県防災 Web 等のバナーを掲載）による周知	事業者
➤ レシート裏面などを活用した周知	
➤ 広報誌、ホームページ、広報番組、コミュニティFM等により、災害危険箇所の確認方法等を周知	県、市町
➤ 県が作成・配布する印刷物等を活用した周知	県
<b>■ 看板設置による周知</b>	
➤ 社員だけでなく来訪者を含めて周知するため、社内に避難場所、避難経路を掲示	事業者
➤ 避難場所に、対応する災害の種類を明記した看板の設置	市町
➤ 海拔表示板等の設置	国、市町
<b>■ 防災ハンドブックの作成及び活用</b>	
➤ 防災教室、出前講座、企業内研修等の教材として、県が作成する防災ハンドブックの活用	事業者、県、市町
➤ 多言語化した防災ハンドブックの活用	
➤ 気象情報・避難情報の意味やとるべき行動及び情報の入手手段等について、分かりやすくまとめた防災ハンドブックを作成し、ホームページにも掲載	県
<b>■ 被害想定への周知</b>	
➤ 県が作成した、地震被害想定・津波浸水想定・ため池浸水想定等について、住民説明会、県防災 Web 等で周知	県、市町
<b>■ イベント等の場を活用した災害危険箇所等の周知</b>	
➤ 県が開催するイベント、研修会等による災害危険箇所等の周知	県
➤ 集客イベント（スポーツ観戦等）を利用した災害危険箇所等の周知	

## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合	13.2%	60.0%

## カ 活動事例

### ① 総合的な学習の時間を活用した災害危険箇所の確認

戸山中学校区内における過去の災害（豪雨，土砂災害）を教訓として，生徒は，毎年，学校区内を「戸山探検」と称して，地域の史跡などについて学ぶクイズラリーをしながら災害危険箇所を確認し，防災マップを作成しています。

また，夏休み中には，生徒は家族とともに近所の災害危険箇所を確認し，防災マップを作成しています。



#### （ポイント）

地域に災害危険箇所が多く存在することを再確認するとともに，生徒の防災意識が高まる効果と，家族で防災について考える機会となっています。

#### （取組主体）

広島市立戸山中学校  
（広島市安佐南区）

### ② 不動産取引の機会をとらえた防災情報の周知

新たな生活を始める地域に，どのような災害の危険性があるのか知ってもらうため，不動産業者がお客様に対して，不動産取引の事前説明として，ハザードマップや防災情報サイトを活用し，対象物件周辺の災害危険箇所などの説明を行っています。



#### （ポイント）

ハザードマップなどを使って対面で説明することで，県民が，身の周りの災害危険箇所などを「知る」ことにつながっています。

#### （取組主体）

公益社団法人広島県宅地建物取引業協会  
公益社団法人全日本不動産協会広島県本部

### ③ 「みんなで減災」推進大使による「知る」事柄の周知

テレビ局等の気象キャスターで構成する「広島県『みんなで減災』推進大使」が、出演番組や防災教室などで災害から命を守るために知っておく事柄などの周知を行っています。



#### (ポイント)

テレビなどでおなじみの気象キャスターが出演番組や防災教室などで災害から命を守るために必要な「知る」事柄を周知することで、より、親しみやすい雰囲気の中で、多くの県民の「知る」機会につながっています。

#### (取組主体)

県

### ④ 集客イベントの場等を活用した「知る」事柄の周知

広島東洋カープの試合観戦者に、地震から身の安全を守る行動（「安全行動1-2-3」）を「知って」もらうため、試合開始前に試合観戦者で安全行動1-2-3を行いました。



#### (ポイント)

多くの人が集まる場所で、一斉に行うことで、強く印象に残る訓練方法の周知が可能となります。

#### (取組主体)

県

## (2) 災害発生危険性をいち早く「察知する」

### ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 防災情報メールの登録
- 気象情報，防災情報の入手手段の確保 など

### イ 行動をとるために「知る」事柄

災害発生危険性を知らせる情報・災害の前触れの意味や，その入手方法等

### ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■ 自主防災組織等による情報伝達及び避難体制の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害時の連絡網に固定電話に携帯電話を加えた情報伝達</li> </ul>	自主防災組織，女性防火クラブ
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 連絡網に加え，班単位でお互いに避難を呼びかけ</li> </ul>	自主防災組織，女性防火クラブ，消防団
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 行政等が発信する避難情報などの入手手段の確保及び地域内への伝達</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害発生の前触れを察知した際に，自力で避難することが困難な場合も想定した自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網等）及び避難体制の確保</li> <li>➢ 携帯，スマホ，パソコン等での情報収集が困難な人への対応を含めた，自治会，民生委員等と連携した情報伝達手段の確保</li> </ul>	
<b>■ テレビ等による気象情報・避難情報の伝達</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 注意報・警報などの情報をテレビの字幕で周知</li> </ul>	放送事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害情報等をテレビの字幕放送（L字放送等）で周知</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害時には，テレビ・ラジオ番組だけでなく，データ放送やホームページ等を活用し，きめ細やかな情報を迅速に提供</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 正確な情報を早くわかりやすく，テレビ（データ放送を含む。），ホームページを通じ，繰り返し伝達</li> </ul>	広島地方気象台
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 報道機関に対して，災害発生危険性について，わかりやすく情報を提供</li> </ul>	
<b>■ 気象情報・避難情報の意味と，とるべき行動等の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレビやラジオ番組で県防災Web（土砂災害ポータル）による土砂災害危険度情報の確認方法などを啓発</li> </ul>	放送事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 避難行動の判断材料となる気象情報（雨量，注意報，警報，土砂災害警戒情報等），河川情報及び避難情報（避難準備情報，避難勧告等）の意味と，とるべき行動，並びに情報の入手手段（テレビ，テレビのデータ放送，ラジオ，防災メール，防災Web等）について，防災教室，出前講座，ホームページ，住民説明会，防災訓練，広報誌，広報番組等により周知</li> </ul>	広島地方気象台，中国地方整備局，県，市町
<b>■ 防災情報メールの登録促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 携帯電話販売店に「防災情報メール」説明用チラシを配置し，携帯電話の更新・新規購入者への登録を促進</li> </ul>	携帯電話会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 携帯・スマホ教室の機会を捉えた登録促進</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ レシート裏面などを活用した防災情報メールの登録促進</li> <li>➢ 防災教室，出前講座，住民説明会，防災訓練，広報誌，広報番組，転入者への周知等を通じた防災情報メールの登録促進</li> </ul>	事業者 広島地方気象台， 県，市町
<b>■ 避難勧告等の避難情報の住民への伝達</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自主避難先の確保状況や高台等の駐車場確保に関する情報を周知</li> <li>➢ テレビ（データ放送を含む。），ケーブルテレビ，ラジオ，県防災Web，防災情報メール，音声告知放送，FAX（聴覚障害者用），ホームページ，SNS（ツイッター，フェイスブック），緊急速報メール，防災行政無線，おたすけフォン，サイレン，広報車等を通じて，避難情報を伝達</li> <li>➢ テレビのデータ放送やメールマガジンによる避難勧告等の防災情報の提供</li> </ul>	市町 県，市町 県
<b>■ 報道機関との連携による「察知する」事柄の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレビ，ラジオ，新聞，フリーペーパー，ケーブルテレビなどを通じ，ターゲットを明確にした上で，災害の危険性をいち早く「察知」するための手段などの定期的な周知</li> <li>➢ 「みんなで減災」推進大使による，災害の危険性をいち早く「察知する」ための手段の，テレビなどで周知や，防災教室や講演会における講演の実施</li> </ul>	県

## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■ 気象情報・避難情報の入手手段である県防災Web等の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イベント，パソコン・スマホ教室等の機会を利用した県防災Webの操作体験の実施と防災情報メールの登録促進</li> <li>➢ テレビやラジオ番組で，県防災Webなどで気象情報・避難情報の確認を促し，早めの避難行動の呼びかけ</li> </ul>	事業者 放送事業者
<b>■ 来訪者に対する気象情報・避難情報の提供</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 病院，診療所の待合室等にテレビやモニターを設置し，来訪者等に気象情報・避難情報の迅速な提供</li> </ul>	病院，歯科診療所
<b>■ 避難勧告等の避難情報の伝達及び入手方法の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災速報アプリ（スマホ）の登録促進</li> <li>➢ 大雨洪水警報や避難勧告などが出た場合，自局ホームページや，SNS（ツイッター，フェイスブック）による情報提供</li> <li>➢ 緊急速報メールの積極的な活用による避難情報の伝達</li> <li>➢ 住民に災害発生の切迫性が伝わる情報の伝え方の工夫及び文例の作成</li> <li>➢ 防災教室，出前講座，イベント等の機会を利用した避難情報の入手方法の周知</li> </ul>	携帯電話会社 放送事業者 市町 県，市町
<b>■ 緊急速報メールによる気象情報・避難情報の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自社ホームページによる緊急速報メールの機能等の周知</li> <li>➢ 緊急速報メールで伝達される情報内容（避難勧告等）の周知</li> </ul>	携帯電話会社 市町
<b>■ 県防災Web等での気象情報・避難情報の伝達</b>	

➢ 企業などのホームページに県防災 Web 等のバナーを掲載	事業者
➢ 中国地方整備局ホームページにより防災情報（河川，道路等）を提供	中国地方整備局
➢ 県防災 Web（土砂災害ポータル，河川防災情報，高潮・津波災害ポータル），気象庁ホームページ等による気象情報・避難情報の伝達	県， 広島地方気象台
➢ 防災教室，出前講座，住民説明会，防災訓練，広報誌，広報番組等による県防災 Web 等の周知	県，市町
<b>■ 避難勧告等の判断基準・伝達方法の周知</b>	
➢ 自主避難等の避難行動の判断材料の参考となるよう，ホームページに避難勧告等の判断・伝達マニュアル等を掲載	市町
<b>■ 災害発生の前触れを察知する方法等の周知</b>	
➢ 防災教室，出前講座，広報誌，ハザードマップ配布時等において，災害発生の前兆現象の内容と発生時の対応（垂直避難など避難行動の方法や近所への伝達等）を周知	市町

## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
県，市町の防災情報メールを登録している人の割合	8.4%	40.0%

## カ 活動事例

### ① 携帯電話を加えた災害時緊急連絡網による情報伝達

平成 26 年 8 月 20 日の土砂災害時，停電のため，固定電話による連絡網が使えず，避難を各戸に呼び掛けることができなかった教訓から，従来の固定電話を記載した緊急連絡網に，携帯電話の番号を追加したことで，避難勧告が出た際の呼掛けも迅速に行えるようになっていきます。



#### （ポイント）

災害時には，停電などで固定電話が使えない場合もあるという，実際にあった教訓を，普段からの備えの中に取り入れた事例です。

#### （取組主体）

自主防災会（広島市安佐北区）



## ② レシート裏面を活用した防災情報メールの登録促進

災害発生危険性をいち早く察知する手段となる防災情報メールを周知し、登録を促す図柄を印刷したレシートを給油所において配布しました。



### (ポイント)

消費者に手渡すレシートの裏面という、本来の目的と異なる媒体の活用と、普段は意識しない場面ゆえに、インパクトある防災意識の醸成につながる事例です。

### (取組主体)

広島県石油商業組合

## ③ 気象情報・避難情報の伝達手段となる県防災Webの周知

気象情報や避難情報を県民に伝達する手段となる県防災Webを周知するため、イベントや講演会などの場に県防災Webの体験コーナーを設置して、県防災Webの周知を行っています。



### (ポイント)

イベントや講演会など多くの県民が集まる場所において、周知を行うことで、多くの県民に、県防災Webを知ってもらう機会となっています。

### (取組主体)

県

### (3) 自ら判断して適切に「行動する」

#### ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 災害の種類に応じた，早めの適切な避難行動
- 隣近所での声掛け，助け合い
- 防災訓練への参加 など

#### イ 行動をとるために「知る」事柄

避難方法(垂直避難を含む。)など，災害発生時の状況に応じた適切な行動の種類等

#### ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■ 自主防災組織等による情報伝達</b>	
➢ 災害時の連絡網に固定電話に携帯電話を加えた情報伝達	自主防災組織， 女性防火クラブ
➢ 連絡網に加え，班単位でお互いに避難を呼びかけ	
<b>■ 災害発生の前触れ等を察知した際の避難体制の確保</b>	
➢ 市町が避難準備情報を発令した時や自主防災組織の役員等が災害発生の前触れを察知した時に，自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網）及び避難体制の確立並びに情報伝達	自主防災組織， 女性防火クラブ， 消防団
<b>■ 防災マップの作成等による災害危険箇所の確認</b>	
➢ まち歩きや防災マップの作成による災害危険箇所（避難経路上の危険箇所や迂回路の有無などを含む。）等の確認	自主防災組織， 学校
➢ まち歩きや防災マップの作成並びに災害危険箇所や避難方法（垂直避難を含む。）の確認等を支援するため，防災の専門家を派遣	県，市町
<b>■ 防災訓練の実施</b>	
➢ 先進的な事例を取り入れた訓練の実施	自主防災組織， 女性防火クラブ
➢ 一斉防災訓練への参加など，地震から命を守るための行動がとれるよう，地域，事業者，学校などの各主体が，訓練を実施	自主防災組織， 女性防火クラブ， 事業者，学校，
➢ 総合防災訓練，避難訓練等により，適切な避難行動の確認などを促進	県，市町
<b>■ 避難行動要支援者の避難支援</b>	
➢ 避難行動要支援者の搬送・避難支援	自主防災組織， 女性防火クラブ， 消防団
➢ 避難行動要支援者名簿の作成及び避難訓練の実施	市町
➢ 自主防災組織等と連携した社会福祉施設の避難体制の確立	事業者，県，市町

<b>■ 災害の種類に応じた適切な行動の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害に備え具体的にどう行動するのか意識してもらうよう啓発</li> <li>➢ 災害発生時の対応に係るマニュアルを作成し、学内電子掲示板に掲示</li> </ul>	放送事業者 学校（大学）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災教室，出前講座，住民説明会，防災訓練，広報誌，広報番組等で災害から命を守るために必要な行動（災害の種類に応じた自らの判断による避難行動（垂直避難，高台避難等）や，危険を感じた時は，避難勧告等の有無にかかわらず，避難行動を行うことの周知</li> </ul>	県，市町
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 先進的な事例等を収集し，県防災Web等へ掲載するとともに取組を促進</li> </ul>	県
<b>■ 報道機関との連携による「行動する」事柄の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレビ，ラジオ，新聞，フリーペーパー，ケーブルテレビなどを通じ，ターゲットを明確にした上で，自ら適切に判断してとってもらいたい「行動」の種類等について定期的な周知</li> <li>➢ 「みんなで減災」推進大使による，上記行動の種類等のテレビなどでの周知や，防災教室や講演会における講演の実施</li> </ul>	県

## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■ 自主防災組織等による防災訓練</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災訓練や防災講習会の開催</li> <li>➢ 地域と連携した防災訓練</li> </ul>	自主防災組織， 女性防火クラブ， 消防団
<b>■ 社内における帰宅支援対策等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地震災害時における帰宅ルートを社員が各自で確認できるよう，ハンドブック等を作成</li> <li>➢ 自社で作成した災害時初動マニュアル及び帰宅支援マップの社員への周知</li> </ul>	事業者
<b>■ 社員等への防災情報の提供</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 台風接近前に社員及びその家族に対して，防災情報を提供</li> </ul>	事業者
<b>■ 県民一人一人による防災に関する運動の奨励</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県民一人一人が防災に関して，日常生活において自分で出来ることから始めることを促進</li> </ul>	県

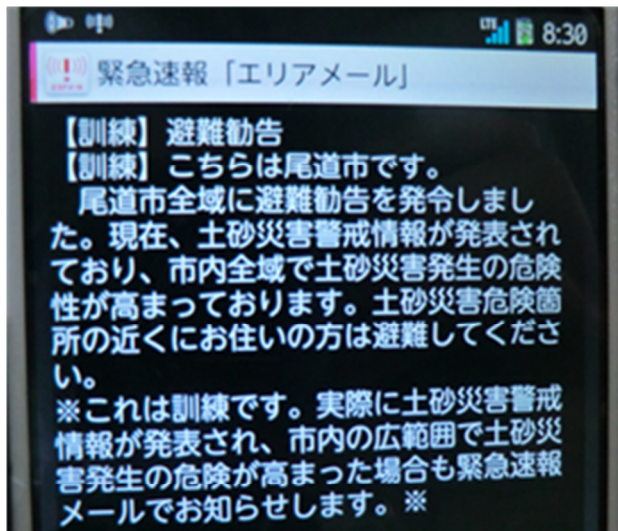
## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
防災教室・訓練への参加者割合	35.1%	60.0%

## カ 活動事例

### ① 緊急速報メールを活用し、全市民を対象とした避難勧告の伝達・避難訓練

携帯電話会社の協力を得て、市内に居るすべての人を対象に、「緊急速報メール」を活用し、土砂災害を想定した避難勧告の伝達訓練及び避難訓練を実施しています。



#### (ポイント)

「避難準備情報」や「避難勧告」、「避難指示」など、災害時に市町から出される、様々な情報の入手手段を知り、あわせて、その伝達から避難まで至る、全市民を対象とする総合的な訓練を、「緊急速報メール」を活用して実施した事例です。

#### (取組主体)

尾道市

### ② ハザードマップを活用した適切な避難行動の確認

地域の災害危険箇所、避難場所、避難経路の確認を行うため、自治会ごとに、ハザードマップ等を活用し、まちなか避難訓練を実施しています。



#### (ポイント)

訓練は、各自治会に配置された地域防災リーダーが中心となって実施しています。

地域の地形、地質に応じた想定に基づく訓練を実施することで、より適切な避難行動に結びつくことが期待されます。

#### (取組主体)

自治会（江田島市）

### ③ 避難訓練を通じた適切な避難行動の確認

災害から自らの命を守るために、避難場所の確認や避難経路の検証を行うため、避難訓練を実施し、より適切な避難方法を習得することとしています。



#### (ポイント)

地域住民が主体的に、避難経路を検証することで、より適切な避難方法を確認し、住民で共有できる機会となっています。

#### (取組主体)

坂町民

### ④ 県下一斉に地震から命を守るための安全行動訓練を実施

県では、平成27年9月に、地震発生を想定し、地域、企業、学校などがそれぞれの場所において、同時刻に、地震から命を守るために必要な「安全行動1-2-3」を実施し、約44万人の県民が参加しました。



#### (ポイント)

企業、学校などの参加により、県下一斉に訓練を行うとともに、この訓練に併せて、幼稚園や学校などが独自に避難訓練を行うなど、多くの県民が地震から命を守るための行動を学び災害への備えを行うきっかけとなっています。

#### (取組主体)

自主防災組織、企業、学校ほか

# 《普段から災害に備えるための行動》

## (4) 防災教室や防災訓練などで「学ぶ」

### ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

防災教室や，防災訓練に参加

### イ 行動をとるために「知る」事柄

現在知っていることは最新か，不足している情報はないか  
どこでどんなことが学べるか など

### ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■ 防災教室の開催</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域，企業，学校など各主体がそれぞれ，若しくは連携して防災教室を開催</li> <li>➢ 行政等が発信する情報を，地域，事業所，学校などで共有</li> </ul>	自主防災組織，女性防火クラブ，消防団，事業者，学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主として在宅する者のうち，防災活動に参加する機会の少ない者を対象とした防災教室の開催</li> <li>➢ 各地域で開催される防災教室の実施予定をホームページ，広報誌に掲載し，県民に周知</li> </ul>	県，市町
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 企業の防災担当者等を対象とした防災教室の開催</li> <li>➢ 自主防災組織，企業，学校等を対象とした出前講座</li> </ul>	県 県，市町，中国地方整備局
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 小学生とその家族を対象とした防災教室</li> <li>➢ 県防災拠点施設における防災教室</li> <li>➢ 広島市総合防災センターにおける防災研修機会の提供</li> </ul>	市町 県 市町
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 講演会，イベント等の場を利用した防災教室（降雨体験機，3D土石流体験装置，土石流模型実験装置，起震車による地震体験などで災害の疑似体験）</li> <li>➢ 企業・団体，防災関係機関等が開催する研修，訓練，講演会等へ職員派遣</li> <li>➢ 気象庁ワークショップ「経験したことのない大雨その時どうする？」の普及啓発等</li> </ul>	中国地方整備局，市町 広島地方気象台
<b>■ 教材の作成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主として在宅する者のうち，防災活動に参加する機会の少ない者を対象とした教材の作成</li> <li>➢ 気象情報・避難情報の意味や取るべき行動及び入手手段等について，分かりやすくまとめた防災ハンドブックを作成し，ホームページに掲載</li> <li>➢ 防災教室，出前講座，企業内研修等の教材として防災ハンドブックを活用</li> </ul>	県，市町 県

<b>■ 防災マップの作成等による災害危険箇所の確認</b>	
➤ まち歩きや防災マップの作成による災害危険箇所等（避難経路上の危険箇所や迂回路の有無などを含む）の確認	自主防災組織、 学校
➤ まち歩きや防災マップの作成並びに災害危険箇所や自力で避難することが困難な人への対応も含めた、避難方法（垂直避難を含む）の確認等を支援するため、防災の専門家を派遣	県、市町
<b>■ 学校における防災教育の推進</b>	
➤ 防災教育を推進するための教職員研修	学校
➤ 「防災教育の手引」を活用した「防災に関する授業」の推進	
➤ 共通の教材を活用し、災害危険箇所、避難場所、避難経路等について全学校及び家庭において確認	
➤ 専門機関等と連携した防災教育等の実施	
➤ 町内会、自主防災組織等、地域と連携した防災訓練の実施	
➤ 先進校における取組事例の県防災 Web 等への掲載や、他の学校への波及	県、市町
<b>■ 報道機関との連携による「学ぶ」事柄の周知</b>	
➤ テレビ、ラジオ、新聞、フリーペーパー、ケーブルテレビなどを通じ、ターゲットを明確にした上で、防災教室や防災訓練などで「学ぶ」事柄について定期的な周知	県
➤ 「みんなで減災」推進大使による、防災教室や防災訓練などで「学ぶ」事柄のテレビなどでの周知や、防災教室や講演会における講演の実施	

## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■ 自主防災組織等による防災訓練</b>	
➤ 防災訓練や防災講習会の開催	自主防災組織、 女性防火クラブ、 消防団
➤ 地域と連携した防災訓練	
<b>■ 他のイベントと組み合わせた防災訓練</b>	
➤ 気軽に参加できる環境をつくるため、地域の行事（運動会、とんど、地域清掃など）など他のイベントと組み合わせた訓練（消火訓練、災害危険箇所等の確認、炊き出しなど）を実施	自主防災組織、 女性防火クラブ、 消防団
<b>■ 各地域で開催される防災訓練の周知等</b>	
➤ 防災訓練等の実施予定をホームページ、広報誌に掲載し、県民に周知	県、市町
➤ 国、県、市町の職員が、地域で開催される防災教室、防災訓練等に参加し、地域住民とともに学ぶ	国、県、市町
<b>■ 県内一斉の防災訓練への参加等</b>	
➤ 一斉防災訓練への参加など、地震災害から命を守るための行動がとれるよう、地域、企業、学校などの各主体が、訓練を実施	自主防災組織、 事業者、学校
<b>■ 過去の災害から学ぶ</b>	
➤ 防災訓練等で、被災体験、歴史的な文書や記念碑などにより過去に地域で発生した災害の教訓を伝承	自主防災組織、 消防団

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ニュース記事に加え、連載や特集を掲載し、災害の原因に迫るとともに、土砂災害警戒区域の指定や被災者支援などを検証</li> <li>➢ 報道を通じ、県民に防災・減災について考えてもらう素材を提供</li> </ul>	報道機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県防災 Web に過去の災害記録を掲載 (地域の砂防情報アーカイブ、広島県の砂防資料館等)</li> <li>➢ 過去の災害の事例を取り込んだ防災に関する教材を、ターゲット別に作成</li> </ul>	県
<b>■ 企業・団体による学ぶ場の提供</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自局のホームページで、防災・減災の知識や情報を提供</li> <li>➢ 出前講座、イベント等において、緊急速報メールの配信、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法を周知</li> </ul>	放送事業者 携帯電話会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ セミナー等を通じて、防災等に関する意識啓発を推進</li> <li>➢ 市町社協が災害ボランティアグループ等と連携して、災害・防災の意識啓発グッズ（防災かるた・すごろく等）を作成し、研修会で活用方法を周知</li> </ul>	社会福祉協議会
<b>■ 事業者等における防災教室の促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災に関する必要な知識の習得</li> <li>➢ 構成団体等を対象とした会議等において県民運動を周知</li> <li>➢ 構成団体等に対して防災に関する研修等の実施を依頼</li> <li>➢ 企業研修のカリキュラムに防災に関する内容を追加</li> <li>➢ 専門家の派遣等により、企業、団体が実施する防災研修を支援</li> </ul>	事業者団体    県、市町
<b>■ 企業等による防災訓練の実施</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 企業防災訓練</li> <li>➢ 社員を対象とした「安否確認メール」による安否確認訓練</li> <li>➢ ハザードマップを知ることによる災害危険箇所を把握する訓練</li> </ul>	事業者 携帯電話会社
<b>■ 教材の提供</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地震への備えとして作成した「災害対策ガイドブック」に、風水害等への備えを追加して改訂し、ユーザーへ周知</li> </ul>	携帯電話会社
<b>■ 災害時の連絡手段の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災教室等において、171 伝言板サービスや災害用伝言板サービスなどの連絡手段を周知</li> </ul>	携帯電話会社
<b>■ 緊急速報メールに関する周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 緊急速報メールが、どのような時（地震、避難勧告等）に発信され発信される情報内容（どのような行動をとればよいのかなど）や、どのように届くか（情報の種類による着信音の違い等）などを周知</li> </ul>	携帯電話会社
<b>■ 報道番組で学ぶ</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害・防災をテーマに報道した過去の映像を、自局のホームページに掲載</li> </ul>	放送事業者
<b>■ FMと連携した防災情報等の提供</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市町社協による被災者生活サポートボランティアネットワークの構築により、市町のFMと連携して、定期的な防災情報等を提供</li> </ul>	社会福祉協議会



<b>■ 行政等による防災訓練</b>	
➤ 住民，企業，防災関係機関等の参加による総合防災訓練，総合水防演習，避難訓練を実施	中国地方整備局， 県，市町
➤ 防災訓練，生涯学習，公民館講座を通じた，非常食づくり・炊き出し訓練を実施	市町
➤ 全住民を対象とした避難訓練を実施	学校（大学）
➤ 学校における地震総合訓練の実施	
<b>■ 全市町一斉避難訓練</b>	
➤ 緊急速報メールを使用した全市町一斉避難訓練を実施	市町
<b>■ 企業等の防災訓練の促進</b>	
➤ 専門家の派遣等により，企業，団体が実施する防災訓練を支援	県，市町

## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
防災教室・訓練への参加者割合	35.1%	60.0%

## カ 活動事例

### ① 地域と学校が連携した防災教育の推進

県立五日市高等学校では，生徒が災害の危険に際して，主体的に判断し，適切に行動する力を育成するため，消防，警察，自主防災組織などと連携し，近隣の小学校の児童を避難所まで引率したり，町内会と一緒に炊き出しをするなど，地域と一体となった防災訓練を実施しています。



#### （ポイント）

生徒が主体的な行動を取ることで，地域の防災リーダーとしての自覚が芽生えるとともに，地域とつながることの大切さを実感することにつながっています。

また，学校と地域との連携が強化され，学校と地域が支え合う関係の構築につながっています。

#### （取組主体）

県立五日市高等学校  
（広島市佐伯区）

## ② 小学校と保育園が連携した避難訓練

南海トラフ地震の津波を想定し、地御前小学校の児童と地御前保育園の園児が高台（きらきら公園）まで徒歩で避難する訓練を実施しています。



### (ポイント)

保育園児と小学生が合同で避難訓練を行うことで、幼少期から、災害時にとるべき行動や助け合うことについて、学んでいます。

### (取組主体)

地御前小学校、地御前保育園  
(廿日市市)

## ③ 地域防災の担い手を育成する防災教育の推進

過去の災害（豪雨，地震）を教訓として，地域と連携した総合防災訓練を実施するとともに，防災教育のカリキュラムを作成し，総合的な学習の時間において，地域の安全マップを作成したり，災害時に生徒が学校に待機することを想定した備蓄物資の確保に取り組むなど，将来の地域の担い手を育成する学習を実施しています。



### (ポイント)

3年間を見通した計画的な防災安全計画を推進することで、生徒たちが「受け身」の学習から脱却し、「自分たちが何をしなければいけないのか」「自分たちに何ができるのか」を生徒自らが探求していく「自主的・自律的・主体的」な学習へとステップアップしています。

これまで授業や地域と共に自分たちが学んできたことを呉市全体へと発信していくことで、生徒が主体となった防災安全学習の全市的な展開に大きく貢献しています。

### (取組主体)

呉市立片山中学校（呉市東片山町）

#### ④ 地域住民による災害図上訓練

地域に存在する土砂災害警戒区域を確認しながら、安全に避難するために必要なことを考えるワークショップ、災害図上訓練【D | G, 「Disaster(災害)」, 「Imagination(想像力)」 「Game(ゲーム)」】を実施しています。



##### (ポイント)

住民がグループで地域の土砂災害の危険性について議論することを通じて、災害に強いコミュニティ作りの方向性が明らかになるとともに、参加者の防災意識の高揚につながっています。

##### (取組主体)

呉市民

#### ⑤ チャレンジぼうさい in 四季が丘

##### ～「災害を知る」「地域を知る」「人を知る」～

これまで、地域内でそれぞれ開催していた事業を「防災」に絡めて年間でシリーズ化(※)し、参加回数に応じてポイントを付与し、年度末の自主防災組織の総会等において、参加回数の多い方を表彰しています。

※ シリーズ

- ・ 学校での防災教室，防災講演会
- ・ 夏祭りにて，防災クイズ，簡易担架，防災グッズ展示
- ・ 地域のウォーキングイベントで危険箇所や防災倉庫や砂防堰堤の場所を確認
- ・ とんどの中での消火訓練



##### (ポイント)

地域の防災力を高めるために、防災を学ぶことだけでなく、地域行事に参加することで、「地域を知る」、「人を知る」ことから始めており、地域づくりの中から、防災の取組への自然な循環が生まれています。

##### (取組主体)

四季が丘地区自主防災組織連絡協議会（廿日市市）

## ⑥ 地域が連携した防災教室，防災訓練の開催

呉市内各地域で小中学校の児童，住民及び自主防災組織の共同防災訓練として，避難訓練や，煙中体験，水消火器を使用した訓練，救命救急の講習の体験などの防災教室，防災訓練を実施しています。



### (ポイント)

児童，保護者，地域住民，自主防災組織など，様々な主体が一体となって各種訓練等を体験することにより，地域あがての，災害時における対応力が高まっています。

### (取組主体)

自主防災組織，自治会（呉市）

## ⑦ 住民自治組織が主体となった防災訓練等の開催

住民自治組織が主体となり，避難訓練，土のう作り，水防等工法訓練，ハザードマップの作成，要支援者の把握などの取組を行っています。



### (ポイント)

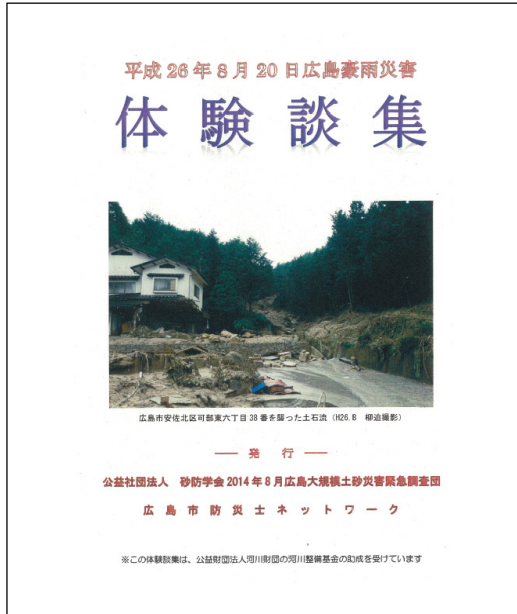
災害危険箇所や避難経路の確認，要支援者の個別把握などを，地域が主体的に行うことで，地域の防災意識の高揚につながっています。

### (取組主体)

住民自治組織（竹原市）

## ⑧ 8. 20広島土砂災害の被災者の体験談集の作成

広島市防災士ネットワークと公益社団法人砂防学会（2014年8月広島大規模土砂災害）緊急調査団は、平成26年8月20日に広島で発生した土砂災害の被災者が、災害発生時どのような状況におかれ、どのような行動をしたのか聞き取りを行い、今後の防災・減災対策につなげるため、体験談集をとりまとめました。



### （ポイント）

甚大な被害が発生した災害の実体験を学ぶことを通じて、そこから得られる教訓を、再び同様の被害を発生させないための取組を進める上での、生きた資料として活用することができる貴重な資料です。

### （取組主体）

公益社団法人砂防学会  
2014年8月広島大規模土砂災害緊急調査団，  
広島市防災士ネットワーク

(5) 非常持出品を準備するなど災害に「備える」

ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 非常持出品の準備，家具の転倒防止等
- 家族間・住民同士の連絡体制の整備

イ 行動をとるために「知る」事柄

- どのようなことに「備える」必要があるか
- 備える方法，どこで備えることが可能か など

ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■ 自主防災組織等による情報伝達</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害時の連絡網として，固定電話と携帯電話を登録</li> <li>➢ 班単位でお互いに避難を呼びかける体制を整備</li> <li>➢ 行政等が発信する情報を，地域などで共有</li> </ul>	自主防災組織， 女性防火クラブ
<b>■ 避難行動要支援者の避難支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 避難行動要支援者の搬送・避難支援体制の確立</li> <li>➢ 避難行動要支援者名簿の作成及び避難訓練の実施</li> <li>➢ 自主防災組織等と連携した社会福祉施設の避難体制の確立</li> </ul>	自主防災組織， 消防団 市町 事業者，県，市町
<b>■ 一時退避施設の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 避難場所までの避難が困難な場合などに備えて，一時退避施設（商業施設（駐車場），マンション，社宅等）を確保</li> </ul>	自主防災組織
<b>■ 防災フェアの拡充</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 協賛企業の店舗で，非常持出品や備蓄品の展示コーナーを設置し，非常持出品や備蓄方法及び消費期限の確認の必要性を周知</li> <li>➢ 防災フェアの周知に係る広報（県ホームページやマスコミと連携した周知，企業の新聞折込チラシへの掲載）</li> <li>➢ 防災フェアへの参加企業の拡大</li> </ul>	事業者 県，事業者 県
<b>■ 出前講座等による啓発</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 出前講座，防災訓練，ホームページ等を通じて，懐中電灯，着替え，常備薬などの非常持出品の備え及び消費期限の確認の必要性を周知</li> <li>➢ 社会福祉協議会や防災士会との連携による啓発活動</li> <li>➢ 非常持出品リストカードの配布</li> </ul>	県，市町
<b>■ 防災イベントの開催</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 家族単位で参加できる大規模な防災啓発イベントの開催</li> <li>➢ 企業が開催する防災イベントと連携し，非常持出品等の備えの啓発</li> <li>➢ イベントの景品として防災グッズを配布</li> </ul>	県，市町
<b>■ 学校内の設備等の転倒防止対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 学校施設内の設備の転倒防止対策や避難経路の確保</li> </ul>	学校（大学）

<b>■ 耐震化や家具の転倒防止策の促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ホームページ，防災教室，出前講座，他のイベント等を通じて，耐震化や家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会の提供</li> <li>➢ 耐震診断・耐震改修の方法や市町における耐震診断・耐震改修の補助制度について，県・市町等のホームページで周知</li> </ul>	県，市町
<b>■ 耐震化の促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修補助の実施</li> </ul>	市町
<b>■ 防災リーダーの養成及び自主防災組織の育成強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災リーダー養成講座等を通じて防災リーダーを養成</li> <li>➢ 自主防災組織への出前講座等</li> <li>➢ 自主防災組織の設立や活発化の支援及び自主防災アドバイザーの育成・派遣</li> </ul>	市町  県
<b>■ 災害発生の前触れ等を察知した際の避難体制の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市町が避難準備情報を発表した時や自主防災組織の役員等が災害発生の前触れを察知した時に，自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網）及び避難体制の確立を促進</li> <li>➢ 住民が自主避難したい時に，早期に避難所が開設されるよう連絡体制を確立</li> </ul>	市町
<b>■ 土砂災害に対する建物の改修の促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市町における土砂災害に対する建物の改修補助制度について，県ホームページで周知</li> </ul>	県
<b>■ 報道機関との連携による「備える」事柄の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレビ，ラジオ，新聞，フリーペーパー，ケーブルテレビなどを通じ，ターゲットを明確にした上で，非常持出品などの「備え」について定期的な周知</li> <li>➢ 「みんなで減災」推進大使による，「備える」事柄の，テレビなどでの周知や，防災教室や講演会における講演の実施</li> </ul>	県

## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■ 避難場所の確保等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ロビーを帰宅困難者用の一時退避場所として提供するとともに，携帯電話充電サービスを実施</li> <li>➢ 災害の種類に応じた避難場所の確保</li> <li>➢ 企業と協定を締結し，民間施設による避難場所を確保</li> <li>➢ 避難場所までの避難が困難な場合に備え一時退避施設の整備</li> <li>➢ 避難場所をいち早く開設する体制の整備</li> </ul>	携帯電話会社  市町
<b>■ 報道機関等による周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自局のホームページで，防災・減災に関する情報を提供</li> <li>➢ 災害発生の危険性が高まる梅雨や台風シーズンは，テレビやラジオ番組で，注意喚起</li> <li>➢ 過去の災害発生日に合わせ，番組などで再度取り上げ注意喚起</li> </ul>	放送事業者

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日頃から、防災関連情報を伝え、いざという時に具体的にどう行動するか意識啓発</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ テレビやラジオ番組で防災（豪雨災害・地震への備えなど）をテーマにした特集による意識啓発</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市町社協による被災者生活サポートボランティアネットワークの構築により、市町のFMと連携し、定期的な防災情報等を提供</li> </ul>	社会福祉協議会
<b>■ 防災・減災の取組のアイデアの募集</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ テレビやラジオ番組で防災・減災のアイデアを募集し、有用なものを番組内で紹介</li> </ul>	放送事業者
<b>■ 教材の作成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家庭での地震への備えとして作成した「災害対策ガイドブック」を、風水害等への備えを追加して改訂し、ユーザーへ周知</li> </ul>	携帯電話会社
<b>■ 県民一人一人による防災に関する運動の奨励</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県民一人一人が防災に関して、日常生活において、自分で出来ることから始めることを促進</li> </ul>	県

## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
非常持出品を用意している人の割合	52.8%	60.0%
自主防災組織率	84.8%	95.0%

## カ 活動事例

### ① 自主防災組織による災害への備えの推進

災害危険箇所等の確認や防災マップづくり、電話連絡網による災害に備えた連絡訓練の実施、防災訓練の要素を取り入れた運動会の開催、集会所で家具転倒防止対策（ガラス飛散防止フィルム施工）の体験などを行っています。



#### （ポイント）

地元の防災士（ひろしま防災リーダー）が積極的に活動しており、ひとつのアイデアを実現した成功体験が、次のアイデアを促す好循環が生まれています。

#### （取組主体）

自主防災組織（廿日市市（大野地域））



## ② 自主防災組織による一時退避施設の確保

自主防災組織が民間事業者や幼稚園等と協定を締結し、一時退避施設の確保を進めています。



### (ポイント)

災害発生時に避難場所までの避難が困難な場合などを想定し、自主防災組織が自ら、民間事業者等と協定を締結し、一時退避施設の確保を進めており、事業者の協力度合いも高まっています。

### (取組主体)

自主防災組織（廿日市市）

## ③ 事業者主催の「防災フェア」による災害への備えの促進

県民が、防災用品に触れる機会を提供するため、ホームセンター、ショッピングセンターなどの協賛企業・団体において、非常持出品の特設コーナーを設置し、家族で災害への備えを促進する取組を行っています。



### (ポイント)

県民が日常訪れるホームセンターやショッピングセンターなどで開催することで、多くの県民が、災害への備えをより身近に感じることができるようとなっています。

### (取組主体)

事業者

#### ④ 市町による防災リーダーの育成

地域における防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーの育成を目的に、福山防災大学を開催し、福山防災リーダーとして登録した人を防災講座等の講師として派遣し、市民一人一人の防災意識の高揚を図っています。



##### (ポイント)

福山防災リーダー（平成26年度末現在の登録者は90人）自らの企画立案による自治会・自主防災組織などを対象とした出前講座、防災講座等を実施することで、市民一人一人の防災意識の高揚や、自主防災組織の育成・活性化につながり、年々、リーダーの数も増加しています。

##### (取組主体)

福山市

#### ⑤ 市町による自主防災組織の育成

地域における防災意識の向上や災害発生時の地域住民の安全確保を目的に、自主防災組織が行う防災啓発事業や防災訓練に対して、町が活動支援を行っています。



##### (ポイント)

各地域で防災訓練を行うきっかけとして町の助成事業を活用してもらい、地域における自助・共助の意識を高めるとともに、組織の活性化につなげることをしています。助成を受けた組織は、自主的な取組を自ら担う組織として育てています。

##### (取組主体)

神石高原町

## ⑥ 自主防災アドバイザーによる地域防災力の向上

県では、平成23年度から、地域の自主防災活動を長年指導してきた人材や、消防職員のOBなど、地域防災の専門家を「自主防災アドバイザー」として登録し、防災訓練の企画運営のアドバイスや防災講演会の講師などとして紹介しています。



### (ポイント)

自主防災アドバイザーは、平成27年4月現在、95人となっています。

助言内容も、設立支援や、防災訓練など多岐に亘っていることから、地域の課題に応じたアドバイザーを紹介することにより、的を射た助言に基づく、自主防災組織の取組の活性化につながっています。

紹介実績は、年々増加傾向にあり、平成27年度は、9月30日時点で、59件の紹介実績があり、紹介件数は年々増加しています。

### (取組主体)

県

## 資 料 編

■ 行動計画策定の経過 . . . . .	4 1
■ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 推進会議について . . . . .	4 1
■ 防災に関するアンケート結果の概要 . . . . .	4 3
■ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例 . . . . .	5 0
（参考 1）広島県防災対策基本条例 . . . . .	5 3
（参考 2）過去の主な災害等 . . . . .	6 2
（参考 3）用語の説明 . . . . .	6 3

## ■ 行動計画策定の経過

平成27年

- |       |   |
|-------|---|
| 3月16日 | 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例制定                         |
| 5月14日 | 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議を設置                      |
| 6月16日 | 第1回広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、「行動計画（素案）」について協議 |
| 7月～8月 | 県民意見募集（パブリックコメント）の実施                            |
| 10月5日 | 第2回広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、「行動計画（案）」について協議  |
| 10月   | 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画策定                       |

## ■ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議について

（平成27年5月14日設置）

（推進会議の役割）

- 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の行動計画に関する協議
- 上記行動計画の推進及びその取組状況の報告及び点検

## (推進会議の構成)

(平成27年10月1日現在)

区分	所 属	役 職	氏 名
県民 防災関係 団体	広島市自主防災会連合会	会長	近藤 聿興
	公益財団法人広島県消防協会	会長	丸山 正隆
	広島県女性防火クラブ連絡協議会	会長	田中 廣子
	社会福祉法人広島県社会福祉協議会	会長	山本 一隆
学 校	広島大学	学長	越智 光夫
	広島県私立中学高等学校協会	会長	田中 清峰
	広島県PTA連合会	理事	小川 剛司
事業者 ・ 経済団体	広島県商工会議所連合会	事務局長	植野 実智成
	広島県商工会連合会	会長	熊高 一雄
	広島県農業協同組合中央会	会長	香川 洋之助
	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会	会長	津村 義康
	公益社団法人全日本不動産協会広島県本部	本部長	中村 克己
	株式会社NTTドコモ中国支社	災害対策室長	前田 俊雄
	KDDI株式会社中国総支社	中国総支社長	坂口 達司
	ソフトバンク株式会社	中国技術部長	村椿 喜一
	公益社団法人広島県バス協会	専務理事	西川 雅己
	一般社団法人広島県医師会	常任理事	山田 博康
	一般社団法人広島県歯科医師会	会長	荒川 信介
報 道	日本放送協会広島放送局	放送部長	宮原 孝明
	株式会社中国放送	報道制作局長	大原 健嗣
	株式会社テレビ新広島	代表取締役社長	箕輪 幸人
	広島テレビ放送株式会社	取締役報道制作局長	小出 和昌
	株式会社広島ホームテレビ	報道部長	小川 泰成
	広島エフエム放送株式会社	制作部長	山本 幹雄
	株式会社中国新聞社	執行役員 編集局長	江種 則貴
行 政	広島地方気象台	台長	三角 幸夫
	中国地方整備局	局長	丸山 隆英
	広島県市長会	広島市危機管理担当局長	及川 享
	広島県町村会	坂町民生部長	奥 至雅
	広島県	知事	湯崎 英彦
	広島県教育委員会	教育長	下崎 邦明
有識者	山口大学大学院理工学研究科	准教授	瀧本 浩一
	広島大学大学院総合科学研究科	教 授	坂田 桐子

## ■ 防災に関するアンケート結果の概要

### 1. 目的

県民総ぐるみ運動の行動目標（案）を「命を守るために、県民自らが、災害の危険性等を知る、災害発生をいち早く察知する、判断して適切に行動する、災害を学ぶ、災害に備える」としている。今後、それぞれの目標に向けた取組を検討する上において、現在の県民の実態を把握する。

### 2. 調査の設計

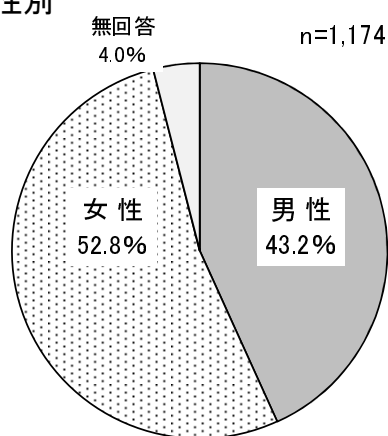
- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 調査地域   | 広島県全域（広島市を除く）            |
| (2) 調査対象   | 県内在住の満20歳以上男女            |
| (3) 標本数    | 2,000人                   |
| (4) 抽出方法   | 層化2段無作為抽出法(選挙人名簿により抽出)   |
| (5) 調査方法   | 郵送配布・郵送回収                |
| (6) 調査実施期間 | 平成26年11月25日（火）～12月12日（金） |

### 3. 回収結果

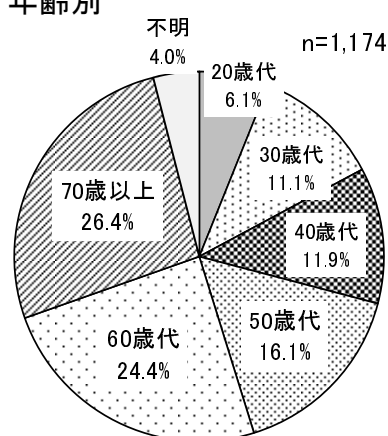
- |           |        |
|-----------|--------|
| (1) 有効回収数 | 1,174票 |
| (2) 有効回収率 | 58.7%  |

### 4. 回答者属性

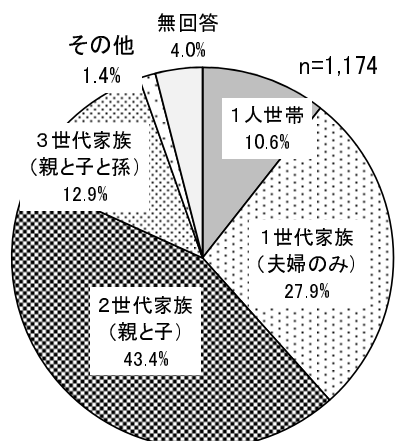
#### (1) 性別



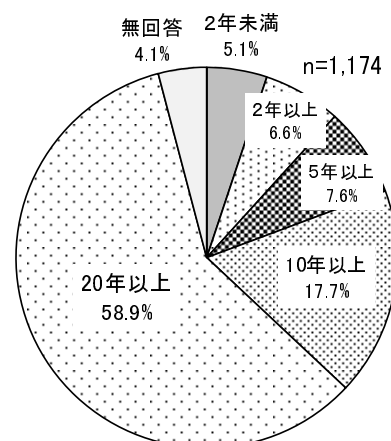
#### (2) 年齢別



#### (3) 家族構成



#### (4) 居住年数



## 5. アンケート結果（抜粋）

### （1） 災害の危険性等を「知る」

—— ハザードマップなどで地域の危険性を確認したことの有無 ——

【質問】あなたは、インターネットサイト※1や配布されたハザードマップ※2などで、お住まいの地域に地震、津波、洪水、高潮、土砂災害などの危険性があるかどうかを確認したことがありますか。〔それぞれ〇は1つ〕

※1 インターネットサイトとは、「広島県防災 web」で県が公開している「土砂災害ポータル」、「高潮・津波災害ポータル」や市町のホームページなど

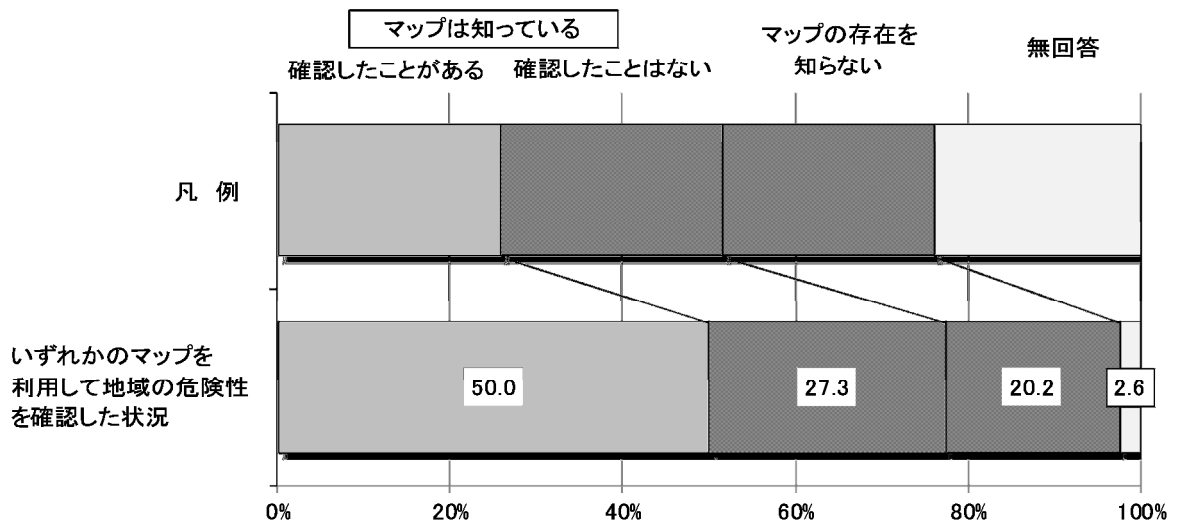
※2 ハザードマップとは、自然災害の危険が予想される範囲や避難場所などの防災情報を示した地図のこと

項 目	マップは知っている		マップの存在を知らない
	確認したことがある	確認したことはない	
1. 県の防災Web または市町のホームページなどインターネット(Web)上で公開しているハザードマップ	1	2	3
2. 市町が紙に印刷して配布したハザードマップ	1	2	3
3. 地域住民が独自に作成した防災マップ	1	2	3



#### 【集計結果】

- 「インターネット(Web)上で公開しているハザードマップ」、「市町が紙に印刷して配布したハザードマップ」、「地域住民が独自に作成した防災マップ」のいずれか1種類でも  
「マップは知っている」は77.3%  
そのうち、地域の危険性を「確認したことがある」は50.0%
- 「マップの存在を知らない」が20.2%





## — 避難場所・避難経路の確認状況 —

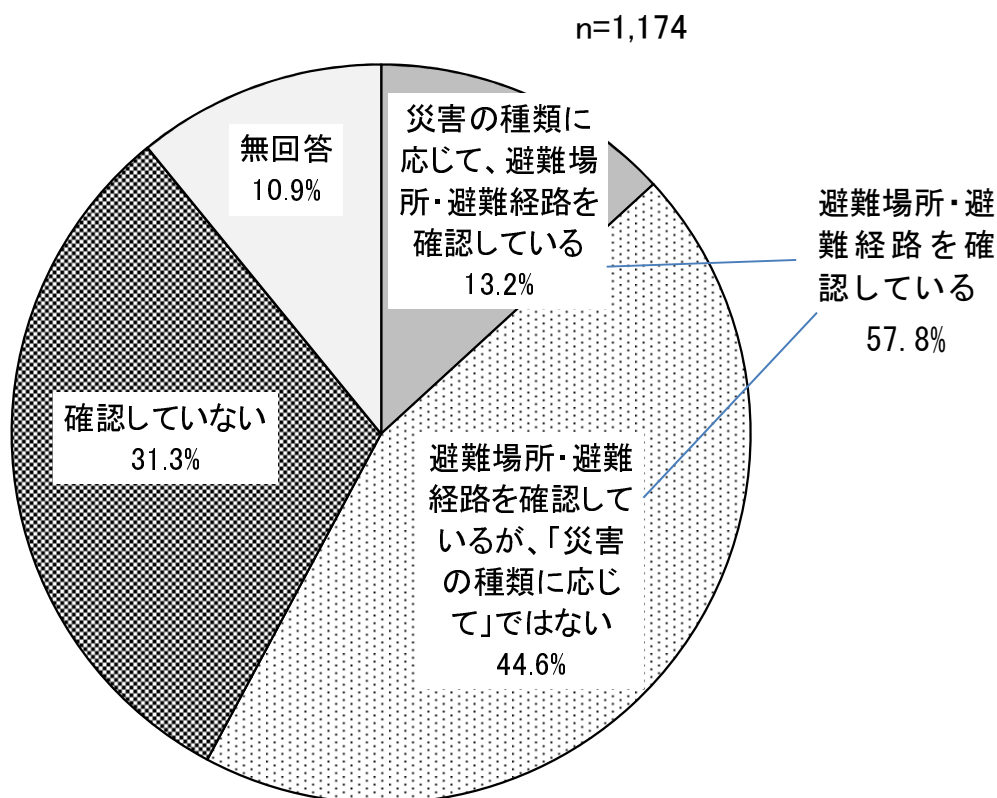
【質問】 あなたは、お住まいの地域の避難場所・避難経路を、災害の種類（地震、土砂災害、高潮等）に応じて確認していますか。〔〇は1つ〕

- 1 災害の種類に応じて、避難場所・避難経路を確認している
- 2 避難場所・避難経路を確認しているが、「災害の種類に応じて」ではない
- 3 確認していない



## 【集計結果】

- ・ 『避難場所・避難経路を確認』できている人は57.8%
- ・ そのうち、「災害の種類に応じて、避難場所・避難経路を確認している」が13.2%  
「避難場所・避難経路を確認しているが、「災害の種類に応じて」ではない」が44.6%
- ・ 「確認していない」が31.3%



(2) 災害発生をいち早く「察知する」

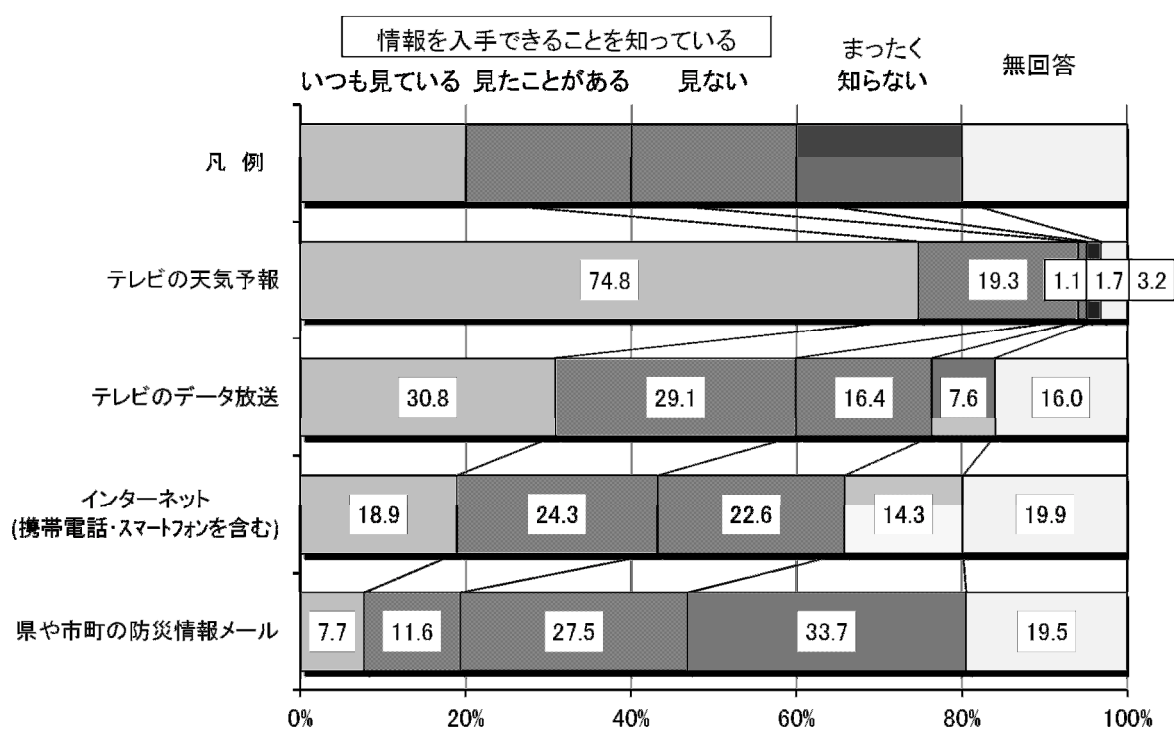
——『現在の雨量の情報』の入手方法——

【質問】 あなたは、大雨や台風の際に、お住まいの地域の『現在の雨量の情報』を、どこから入手しますか。〔それぞれ〇は1つ〕

項目	情報を入手できることを知っている			まったく知らない
	いつも見ている	見たことがある	見ない	
1. テレビの天気予報	1	2	3	4
2. テレビのデータ放送	1	2	3	4
3. インターネット(携帯電話・スマートフォンを含む)	1	2	3	4
4. 県や市町の防災情報メール	1	2	3	4

【集計結果】

- ・ 地域の雨量をいつも見ているのは(複数回答)
  - 「テレビの天気予報」 74.8%
  - 「テレビのデータ放送」 30.8%
  - 「インターネット(携帯電話・スマートフォンを含む)」 18.9%
  - 「県や市町の防災情報メール」 7.7%
- ・ 「県や市町の防災情報メール」で情報を入手できることを知らない人 33.7%



## (3) 「判断」して適切に「行動する」

## —— 大雨や台風の場合の行動開始時点 ——

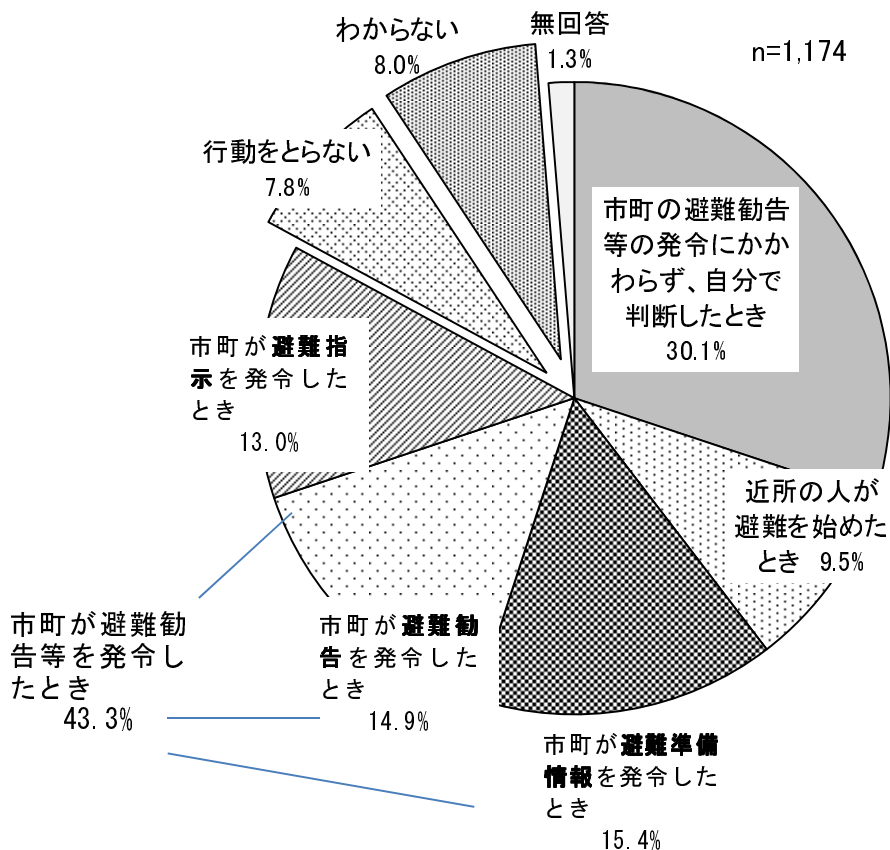
【質問】大雨や台風の場合、あなたはどの時点で判断して行動を開始しますか。〔〇は1つ〕

「行動」とは避難場所へ行く、友人宅へ行く、自宅の上階などに移動するなどすべての避難行動を含みます。

- 1 市町の避難勧告等の発令にかかわらず、自分で判断したとき
- 2 近所の人が始めたとき
- 3 市町が避難準備情報を発令したとき
- 4 市町が避難勧告を発令したとき
- 5 市町が避難指示を発令したとき
- 6 行動をとらない
- 7 わからない

## 【集計結果】

- ・ 「市町の避難勧告等の発令にかかわらず、自分で判断したとき」が30.1%
- ・ 市町が避難勧告等を発令したときの合計は43.3%  
 そのうち、「市町が避難準備情報を発令したとき」が15.4%  
 「市町が避難勧告を発令したとき」が14.9%  
 「市町が避難指示を発令したとき」が13.0%
- ・ 「行動をとらない」が7.8%、「わからない」が8.0%



(4) 災害を「学ぶ」

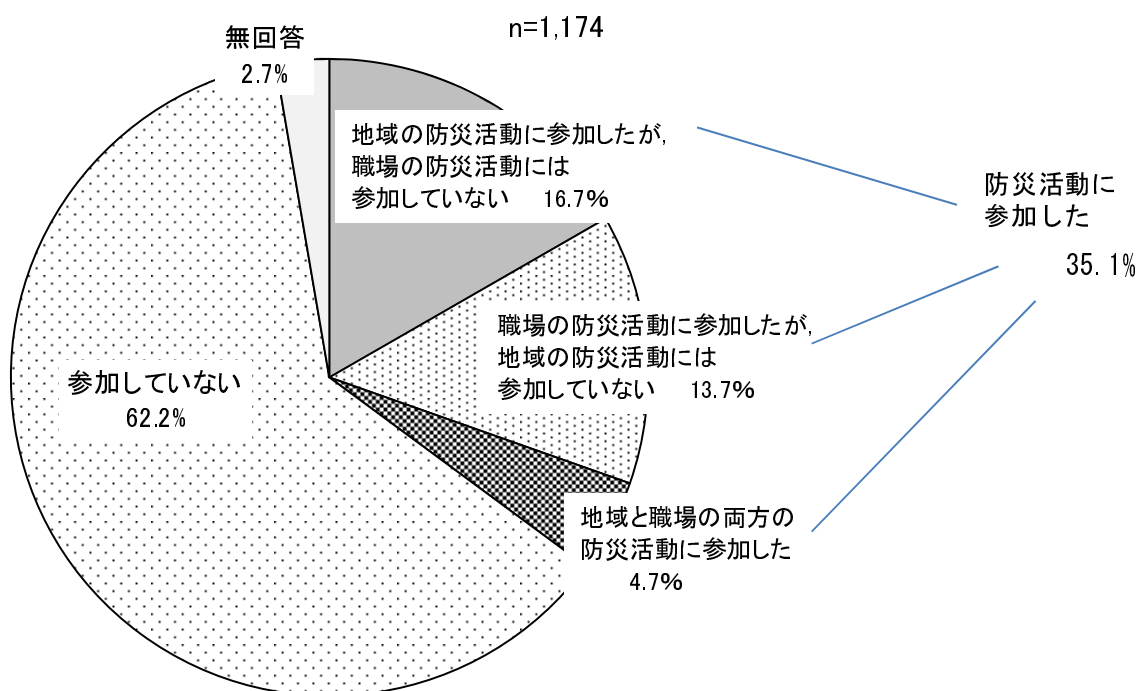
—— 地域や職場での防災活動参加状況 ——

【質問】 あなたは、過去1年間に、地域や職場で防災活動(防災教室や防災訓練等)に参加したことがありますか。〔〇は1つ〕

- 1 地域の防災活動に参加したが、職場の防災活動には参加していない
- 2 職場の防災活動に参加したが、地域の防災活動には参加していない
- 3 地域と職場の両方の防災活動に参加した
- 4 参加していない

【集計結果】

- ・ 『**防災活動**』に参加している割合は**35.1%**
- ・ そのうち、「地域の防災活動に参加したが、職場の防災活動には参加していない」が16.7%  
「職場の防災活動に参加したが、地域の防災活動には参加していない」が13.7%  
「地域と職場の両方の防災活動に参加した」が4.7%
- ・ 「**参加していない**」が**62.2%**



## (5) 災害に「備える」

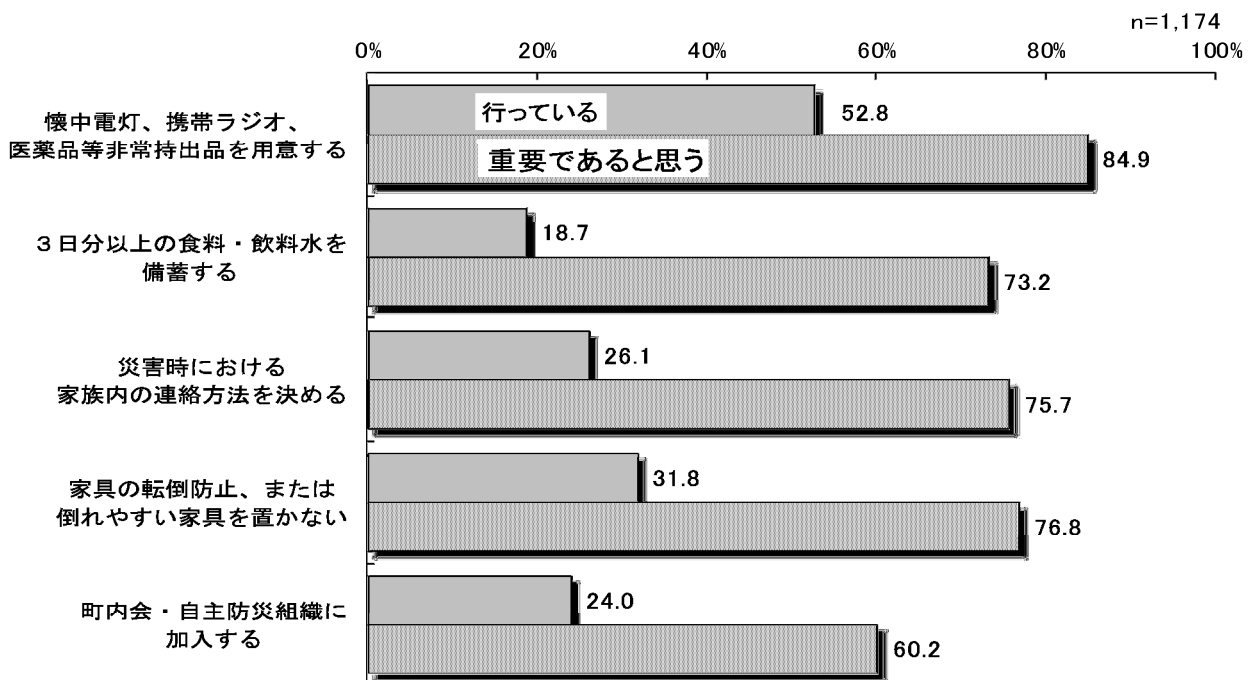
—— 災害に備えて行っていること、災害に備えて重要であると思うこと ——

【質問】 あなたは、災害に備えて次の各項目を行っていますか。また、災害に備えるために重要であると思われますか。〔それぞれ〇は1つ〕

項目	行っている	行っていない		重要である	重要でない
1. 懐中電灯, 携帯ラジオ, 医薬品等非常持出品を用意する	1	2	⇒	1	2
2. 3日分以上の食料・飲料水を備蓄する	1	2	⇒	1	2
3. 災害時における家族内の連絡方法を定める	1	2	⇒	1	2
4. 家具の転倒防止, または倒れやすい家具を置かない	1	2	⇒	1	2
5. 町内会・自主防災組織に加入する	1	2	⇒	1	2

## 【集計結果】

- ・ 「懐中電灯, 携帯ラジオ, 医薬品等非常持出品を用意する」が52.8%
- ・ 「家具の転倒防止, または倒れやすい家具を置かない」が31.8%
- ・ いずれの項目においても, 災害に備えることは『重要である』と思っているが, それが行動に結びついていない状況にある。



## ■ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

(平成 27 年 3 月 16 日条例第 1 号)

本県は、これまで広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、計画的な防災施設の整備及び防災意識の醸成等による防災対策を推進してきた。

災害による被害をより一層軽減するためには、県が防災・減災対策をこれまで以上に強力で推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、自助、共助、公助が相互に連携し、一体となって取り組む必要がある。

そのため、「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。

### (目的)

**第 1 条** この条例は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（以下「県民総ぐるみ運動」という。）を展開することにより、減災の推進を図り、もって災害に強い広島県の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 広島県防災対策基本条例（平成 21 年広島県条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- 二 防災 広島県防災対策基本条例第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。
- 三 減災 災害時の被害をできる限り軽減することをいう。
- 四 自主防災組織等 広島県防災対策基本条例第 2 条第 4 号に規定する自主防災組織その他の地域における活動を行う者の集まりをいう。

### (基本方針)

**第 3 条** 県民総ぐるみ運動は、県民及び自主防災組織等が次に掲げる行動目標を実現することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、広島県防災対策基本条例及びこの条例の趣旨を踏まえて取り組むとともに、相互に連携し、及び一体的に推進するものとする。

- 一 次に掲げる災害から命を守るための行動目標
  - イ 地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知ること。
  - ロ 災害発生の危険性を察知すること。
  - ハ 自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとること。
- 二 次に掲げる平常時から災害に備えるための行動目標

イ 災害及び防災について学ぶこと。

ロ 非常持ち出し品等の準備及び地域における人のつながりを強めることにより災害に備えること。

#### (県民の役割)

**第4条** 県民は、基本方針にのっとり、前条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

#### (自主防災組織等の役割)

**第5条** 自主防災組織等は、基本方針にのっとり、第3条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

**第6条** 事業者は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第3条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

#### (市町の役割)

**第7条** 市町は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第3条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

#### (県の責務)

**第8条** 県は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第3条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進するものとする。

2 県は、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進するものとする。

#### (地域において想定される災害の危険性等を知る取組)

**第9条** 第3条第1号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、あらかじめ、次に掲げる情報を収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとする。

一 日常生活を営む地域における災害想定区域及び想定される被害等に関する情報

二 災害の種類に応じた避難場所、避難経路及び避難等の行動等並びに気象等に関する情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、及び多様な手段を講じることにより、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる情報の意味及び収集の方法について知ることをできるようになるとともに、当該情報の意味が理解されるよう努めるものとする。

#### (災害発生の危険性を察知する取組)

**第10条** 第3条第1号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、次に掲げる情報を速やかに収集することにより、災害発生の危険性を察知するよう努めるものとする。

一 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土砂災害警戒情報等の情報

二 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を確認することができるよう、前項に掲げる情報を迅速かつ確実に伝達するよう努めるものとする。

(自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとる取組)

第11条 第3条第1号ハに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、第9条第1項及び前条第1項に掲げる情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた避難等の行動及び地域の住民が互いに助け合う行動その他の災害の種類に応じた適切な行動をとるよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する災害の種類に応じた適切な行動をとる上で必要となる知識及び避難等の行動等を習得するため、防災に関する研修及び訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害及び防災について学ぶ取組)

第12条 第3条第2号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、防災に関する研修及び訓練等へ参加し、地域において想定される災害の危険性及び災害発生の危険性を察知する方法並びに災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する地域において想定される災害の危険性等の知識を習得することができるよう、分かりやすい防災に関する研修の実施に努めるとともに、実践的な行動力を習得することができるような防災に関する訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害に備える取組)

第13条 第3条第2号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、平常時から次に掲げる取組を行うとともに、地域における人のつながりを強めることにより、災害に備えるよう努めるものとする。

- 一 建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施
- 二 懐中電灯その他の避難時に持ち出す非常持ち出し品等の準備

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる取組を行うことができるよう、広報活動の充実等を通じてその推進に努めるとともに、地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるよう、自主防災組織等の防災に関する活動の活発化の促進に努めるものとする。

(行動計画)

第14条 県は、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第15条 県は、県民総ぐるみ運動を総合的かつ一体的に推進するため、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が参画した推進体制を整備するものとする。

2 県は、毎年度、当該年度の前年度における県民総ぐるみ運動に関する主な施策の推進状況について議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



## (参考1) 広島県防災対策基本条例 (平成21年3月24日条例第1号)

災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。

しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。

特に、全国で最多の土砂災害危険箇所を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることが想定される。

このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。

ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- 三 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- 四 自主防災組織 地域住民が自主的に連帯し、防災に関する活動を行う組織をいう。
- 五 災害時要援護者 災害時の避難行動等において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。

六 災害ボランティア 災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。

**(基本理念)**

**第3条** 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、災害時要援護者の支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

**(県民の役割)**

**第4条** 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

**(事業者の役割)**

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

**(自主防災組織の役割)**

**第6条** 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災に関する活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

**(災害ボランティアの役割)**

**第7条** 災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。

**(市町の役割)**

**第8条** 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

**(県の責務)**

**第9条** 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自

主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。

- 2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

#### (ひろしま防災の日及びひろしま防災月間)

**第 11 条** 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の推進を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。

- 2 ひろしま防災の日は6月29日とし、ひろしま防災月間は、6月とする。

## 第 2 章 災害予防対策

### 第 1 節 県民の役割

#### (防災知識の習得等)

**第 11 条** 県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象（以下この章において「災害発生現象」という。）の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

- 2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報（以下この章において「地域災害関連情報」という。）を収集するよう努めるものとする。
- 3 県民は、あらかじめ災害発生現象の態様及び地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めるものとする。

#### (自主防災組織への参加等)

**第 12 条** 県民は、地域における防災に関する活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### (災害時要援護者からの情報の提供)

**第 13 条** 災害時要援護者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

#### (生活物資の備蓄等)

**第 14 条** 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

- 2 県民は、災害の未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するために必要な消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。

#### (建築物の安全性の確保等)

**第 15 条** 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この項において「工作物等」という。）の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。

## 第2節 事業者の役割

第16条 事業者は、災害発生時における来所者、従業者及び周辺地域住民等の安全の確保並びに事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。

2 事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるとともに、自主防災組織、県及び市町が実施する訓練及び研修に参加し、又は従業者を参加させるよう努めるものとする。

## 第3節 自主防災組織の役割

### （防災意識の啓発等）

第17条 自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、県、市町等が行う防災に関する研修等への積極的な参加に努めるものとする。

### （地域災害関連情報の確認等）

第18条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、及び地域災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図の作成及びその周知に努めるものとする。

### （災害時要援護者の支援等）

第19条 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童委員をいう。第43条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

3 自主防災組織は、災害時要援護者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

### （避難勧告等への対応の準備）

第20条 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

### （物資の備蓄等）

第21条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必

要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

#### 第4節 県及び市町等の役割

##### (防災意識の啓発等)

第22条 県及び市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、県民等に対する防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

##### (学校等における防災に関する教育の実施)

第23条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(第38条第1項及び第47条において「学校」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所(第47条において「保育所」という。)の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。

##### (防災訓練等の実施)

第24条 県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めるものとする。

##### (災害に関する情報の提供等)

第25条 市町は、地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供するよう努めるとともに、災害想定区域、避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面に表示した地図(第39条第1項において「ハザードマップ」という。)の作成及び住民への周知に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

3 県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。

##### (自主防災組織への支援)

第26条 市町は、自主防災組織の結成及び活動の支援に努めるものとする。この場合において、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

##### (災害時要援護者の支援体制の整備)

第27条 市町は、災害時要援護者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会(民生委員法第20条第1項に規定する民生委員協議会をいう。)その他の関係機関と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所(災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。)を確保するよう努めるものとする。

3 県は、前2項の規定による施策の実施を支援するものとする。

##### (災害ボランティアの活動環境の整備等)

**第 28 条** 県及び市町は、災害発生時に災害ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティアの活動及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティアの活動への参加に関する啓発及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。

**（避難計画の作成等）**

**第 29 条** 市町は、自主防災組織と連携し、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合において、早期に避難行動を開始することを求める避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他の避難のために必要な事項を明示するよう努めるものとする。

2 市町は、避難場所の運営について、あらかじめその所有者又は管理者及び自主防災組織と連携し、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成しておくよう努めるものとする。

3 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、第 1 項の避難計画を住民に周知するよう努めるものとする。

**（医療救護体制の整備）**

**第 30 条** 市町は、関係医師会と連携し、医療救護活動に関する計画の作成に努めるとともに、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

**（公衆衛生の確保のための体制整備）**

**第 31 条** 県及び市町は、関係機関と連携し、感染症の発生の予防、まん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。

**（輸送体制の整備）**

**第 32 条** 県は、緊急輸送路の指定、関係事業者等との協定の締結等災害発生時における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。

**（他の地方公共団体等との連携体制の整備）**

**第 33 条** 市町は、他の市町村等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。

2 県は、他の都道府県等との間で広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

**（消防団及び水防団の充実等）**

**第 34 条** 市町は、地域の防災対策において重要な役割を担う消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

**（情報収集伝達体制の整備）**

**第 35 条** 市町は、住民への災害及び避難に関する情報の提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備及び確保に努めるものとする。

2 市町は、災害により、帰宅することが困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（第 42 条及び第 45 条においてこれらの者を「帰宅困難者」という。）に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。

3 県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報（以下この項及び次項において「災害情報等」という。）の入手手段並びに災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を整備し、又は確保しておくものとする。

4 県及び市町は、あらかじめ報道機関との間で協定を締結するなど、災害情報等の提供体制の整備に努めるものとする。

**（防災及び危機管理体制の整備）**

**第 36 条** 県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災及び危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 県及び市町は、職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等を実施するものとする。

**（物資等の備蓄等）**

**第 37 条** 県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めるものとする。

**（公共施設の整備）**

**第 38 条** 県及び市町は、防災対策の拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設及び避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。

2 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

**第 3 章 災害応急対策****第 1 節 県民の役割****（避難の実施）**

**第 39 条** 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第 18 条第 2 項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難勧告等の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。

2 避難場所を利用する者は、第 29 条第 2 項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(車両使用の自粛等)

第40条 県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、迅速な災害応急対策の実施の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第2節 事業者の役割

(来所者等の安全の確保)

第41条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業員の安全を確保するとともに、自主防災組織等と連携し、周辺地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民等の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策への協力)

第42条 事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じ、従業員への帰宅の一時見合わせの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制に努めるものとする。

2 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業所の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。

第3節 自主防災組織の役割

第43条 自主防災組織は、市町、民生委員児童委員等と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第4節 災害ボランティアの役割

第44条 災害ボランティアは、県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第5節 県及び市町等の役割

(情報の収集及び提供)

第45条 県及び市町は、速やかに、災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

(自主防災組織等の活動支援)

第46条 市町は、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第47条 学校及び保育所の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。

(災害応急対策のための体制の確立等)

第48条 県及び市町は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立及



び当該対策の的確な実施に努めるものとする。

#### (市町への応援)

**第49条** 県は、市町からの応援及び応急措置の実施要請に対し、速やかに、対応するものとする。

### 第4章 復旧及び復興対策

#### 第1節 県民の役割

**第50条** 県民は、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町と協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

#### 第2節 事業者の役割

##### (雇用の場の確保等)

**第51条** 事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

##### (生活に不可欠な施設の復旧)

**第52条** 水道、下水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の設置者又は管理者は、相互に情報の共有を図りながら、速やかに、復旧対策を実施するよう努めるものとする。

#### 第3節 自主防災組織の役割

**第53条** 自主防災組織は、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

#### 第4節 災害ボランティアの役割

**第54条** 災害ボランティアは、被災者の生活再建が円滑に行われるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、県、市町等と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。

#### 第5節 県及び市町の役割

**第55条** 県及び市町は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、住民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、前項の計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (参考2) 過去の主な災害等

西暦	和暦	月 日	災害名	死者数 (人)	摘 要
1945	昭和 20	9 月 17 日	枕崎台風	2,012	
1946	昭和 21	12 月 21 日	南海地震	-	
1951	昭和 26	10 月 14 日	ルース台風	166	
1967	昭和 42	7 月 8 日	豪雨災害	159	被害は主に土砂災害による
1972	昭和 47	7 月 11 日	豪雨災害(県北)	39	
1978	昭和 53	6 月 1 日	江田島山林火災	-	
1983	昭和 58	7 月 20~23 日	豪雨(県北)	-	
1988	昭和 63	7 月 20~21 日	県北西部豪雨災害 集中豪雨(県北西部)	14	被害は主に土砂災害による
1991	平成 3	9 月 27 日	台風 19 号	6	
1993	平成 5	7 月 27 日	台風 5 号	-	
1999	平成 11	6 月 29 日	6.29 広島土砂災害	32	
2000	平成 12	10 月 6 日	鳥取県西部地震	-	
2001	平成 13	3 月 24 日	広島県安芸灘地震	1	
2004	平成 16	8 月 30~31 日	台風 16 号	-	
2004	平成 16	9 月 7 日	台風 18 号	5	
2010	平成 22	2 月 28 日	チリ中部沿岸の地震	-	
2010	平成 22	7 月 11~16 日	7 月豪雨災害	5	被害は主に土砂災害による
2014	平成 26	8 月 20 日	8.20 土砂災害	75	

資料) 県防災WEBから抜粋し加工

注) 死者数には行方不明、災害関連死を含む。

## (参考3) 用語の説明

用語	解説
土砂災害危険箇所	土石流危険溪流，急傾斜地崩壊危険箇所および地すべり危険箇所の総称。 全国に存在する土砂災害の発生の恐れのある危険な箇所を抽出・整理し，その実態を把握するため，一定の調査要領に基づき，各都道府県において調査が実施され，公表しています。
土石流危険溪流	谷や斜面にたまった土石などが，集中豪雨により水といっしょになって，一気に流れ出てくる「土石流」発生の危険性があり，人家や公共施設に被害が生ずるおそれがある溪流，および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流。
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度 30 度以上，高さ 5m 以上の急傾斜地で，その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に，人家や公共施設がある箇所，および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所。
地すべり危険箇所	比較的緩やかな斜面において地中の粘土層などの滑りやすい面が地下水の影響などで，ゆっくりと動き出す「地すべり」発生の危険性がある区域で，人家，河川，鉄道，道路および公共施設等に大きな損害を与えるおそれのある箇所。
自主防災組織	自主防災組織は，地域住民が自主的に連帯して，防災活動を行う組織のことを言います。具体的には，平常時は防災訓練や広報活動，災害時には初期消火，救出救護，集団避難，避難所への給水給食などの活動を行います。
ハザードマップ	自然災害（地震・津波・洪水・土砂災害等）による被害の軽減や防災対策に使用する目的で，被害想定区域や避難場所などを表示した地図。
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により，災害の種類に応じた指定が行われます。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で，土砂災害発生の危険性がさらに高まった時に，市町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう，また，住民の自主避難の判断の参考となるよう，対象となる市町を特定して警戒を呼び掛ける情報であり，広島県と広島地方気象台が共同で発表します。
土砂災害危険度情報	土砂災害警戒情報の内容を補足する情報であり，地域の詳細な「土砂災害発生の危険度」を 5km メッシュで情報提供しています。
避難準備情報	市町長が，必要と認める地域の居住者等に対し，避難のための立ち退き準備を促す情報。避難行動要支援者等，特に避難行動に時間を要する者に対して，避難行動を開始することを促すこと。
避難勧告	市町長が，必要と認める地域の居住者等に対し，避難のための立ち退きを勧告すること。
避難指示	市町長が，急を要すると認めるときに，必要と認める地域の居住者等に対し，避難のための立ち退きを指示すること。 また，避難勧告を行った地域のうち，立ち退き避難をしそびれた者に立ち退き避難を促すこと。
防災情報メール	気象予警報や雨量等の情報を登録者にメールで知らせるもの。県や市町などが運用する防災情報メールがあり，市町などのメールについては，避難勧告等の避難情報が入手できるものもあります。
テレビのデータ放送	テレビのリモコンの d ボタンを押すだけで，雨量・水位などの観測データや気象予警報，土砂災害警戒情報などの情報を見たいときにいつでも見ることができるサービス。
立ち退き避難	自宅等から避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。水平避難と同意。
水平避難	その場を立ち退き，近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。
屋内安全確保	屋内での待避等の安全確保措置のこと。建物の上階等の建物内に留まり，安全を確保する避難行動。

垂直避難	切迫した状況において、建物の上階に避難すること。「屋内安全確保」の一つ。
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、基礎調査を行い、土砂災害の自然現象（土石流、がけ崩れ、地すべり）の種類に応じた区域の指定をします。基礎調査とは、県が土砂災害警戒区域等指定のため、土砂災害が発生した場合に住民等の生命及び身体に危害等が生じるおそれがある区域の地形、地質、土地利用状況などについて調査をします。基礎調査結果は市町長へ通知し、公表するとともに、市町長の意見を聴いたあと、土砂災害警戒区域等を指定します。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制を特に整備すべき区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。
テレビのL字放送	災害時などに、通常放送の画面を小さくして、テレビ画面にアルファベットのLの字の形で文字情報を流す画像手法。
緊急速報メール	携帯電話会社が気象庁から発信される「緊急地震速報」、「津波警報」や市町から必要に応じ配信される避難情報等を携帯電話に一斉に送信するシステム。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。